

積算の手引き

積 算 の 手 引 き

平成31年版

福岡市財政局技術監理部技術監理課

平成31年3月1日改定

目次

第1編	建築工事積算基準	-----	1
第2編	建築工事積算基準細則	-----	4
第1章	直接工事費の算定	-----	4
1	数量	-----	4
2	歩掛り	-----	4
3	単価及び価格の適用	-----	5
4	材料費	-----	5
5	労務費	-----	5
	(参考) 割増賃金 計算例	-----	6
別表-1	割増対象賃金比及び1時間当たり割増賃金係数	-----	7
6	機械経費	-----	8
7	運搬費	-----	8
第2章	共通費等の算定	-----	9
第1節	一般営繕工事	-----	9
1	一般事項	-----	9
2	共通仮設費及び現場管理費の算定	-----	9
3	一般管理費等	-----	13
4	特殊な場合の取り扱い	-----	14
第2節	公営住宅建設工事	-----	16
1	一般事項	-----	16
2	共通仮設費及び現場管理費の算定	-----	16
3	一般管理費等	-----	17
第3章	消費税等相当額	-----	17
第4章	内訳書の作成		
第1節	一般事項	-----	18
第2節	留意事項	-----	21
1	工事区分	-----	21
2	種目の区分け	-----	21
3	細目の計上	-----	22
表-1	種目別内訳書の構成	-----	23
表-2	科目及び中科目標準の区分	-----	24
表-3	細目の計上箇所	-----	25

第3編 建築工事単価の解説	-----	26
第1章 単価の種類	-----	26
第2章 標準単価	-----	31
第1節 総則	-----	31
第2節 共通仮設	-----	32
第3節 直接仮設	-----	36
第4節 土工	-----	45
第5節 地業（一般）	-----	47
第6節 地業（杭）	-----	47
第7節 鉄筋	-----	49
第8節 コンクリート	-----	49
第9節 型枠	-----	50
第10節 鉄骨	-----	51
第11節 既製コンクリート	-----	51
第12節 防水	-----	51
第13節 木工	-----	52
第14節 金属	-----	52
第15節 左官	-----	52
第16節 建具（ガラス）	-----	53
第17節 塗装	-----	53
第18節 仕上げユニット	-----	54
第19節 排水	-----	54
第20節 構内舗装	-----	54
第21節 植栽	-----	55
第22節 とりこわし	-----	55
第23節 改修工事	-----	66
参考資料		
I 鉄骨工事 加工組立費	-----	69

出典

国土交通省大臣官房官庁営繕部 監修

公共建築工事積算基準	平成28年12月版	略称	積算基準
公共建築工事積算基準の解説	平成27年基準	略称	解説
公共建築工事標準単価積算基準	平成30年3月版	略称	単価基準
公共建築工事共通費積算基準	平成28年12月版	略称	共通費基準
公共建築工事積算基準等資料	平成30年3月版	略称	資料

第1編 建築工事積算基準

(目的)

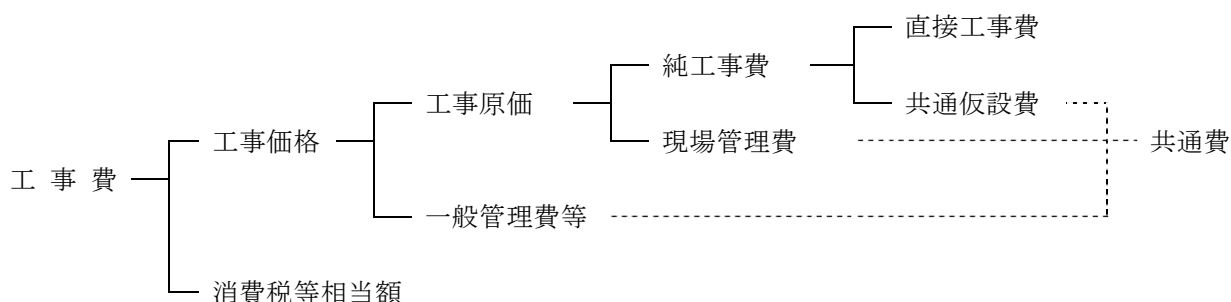
第1 この基準は、福岡市が発注する建築工事において、工事費内訳書に計上すべき当該工事の工事費（以下「工事費」という。）の積算について必要な事項を定め、もって工事費の適正な積算に資することを目的とする。

(工事費の種別及び区分)

第2 工事費の積算は、建築工事、電気設備工事、機械設備工事及び昇降機設備工事等の工事種別ごとに行う。工事費は、直接工事費、共通費及び消費税等相当額に区分して積算する。直接工事費については、設計図書の表示に従って工事種目ごとに区分し、共通費については、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等に区分する。

(工事費の構成)

第3 工事費の構成は、次のとおりとする。



(工事費内訳書)

第4 工事費内訳書は、第2編 第4章 内訳書の作成 による。

(直接工事費)

第5 直接工事費は、工事目的物を造るために直接必要とする費用で、直接仮設に要する費用を含み、その算定は次に掲げる各項による。

(1) 算定の方法

算定の方法は、次のイからハによる。

イ 材料価格及び機器類価格（「材料価格等」という。）に個別の数量を乗じて算定する。

ロ 単位施行単価当たりに必要な材料費、労務費、機械器具費等から構成された単価に数量を乗じて算定する。

ハ イ又はロによりがたい場合は、施工に必要となる全ての費用を「一式」として算定する。

(2) 単価及び価格の算定

単価及び価格の算定については次による。

①材料価格等

材料価格等は、積算時の最新の現場渡し価格とし、物価資料の掲載価格又は製造業者の見積価格等を参考に定める。

②複合単価

複合単価は、材料、労務、機械器具等の各要素と単位施工当たりが必要とされる数量（以下「所要量」という。）ら構成される歩掛りに、次の単価等に乗じて算定する。

イ 材料単価

材料単価は、物価資料の掲載価格等による。

ロ 労務単価

労務単価は、「公共工事設計労務単価」による。ただし、基準作業時間外の作業、特殊条件による作業等については、労務単価の割増を行うことができる。

ハ 機械器具費

機械器具損料は、「請負工事機械経費積算要領」（昭和49年3月15日付け建設省機発第44号）による。また、建設機械賃料は物価資料の掲載価格等による。

ニ 仮設材費

仮設材費は、物価資料の掲載価格等による賃料又は材料の基礎価格に損料率を乗じて算定する。

ホ 運搬費

工事現場以外で加工を要する材料、仮設材料及び機械器具等の運搬に要する費用は、必要に応じて「請負工事機械経費積算要領」により定める。ただし、これによりがたい場合は、物価資料の掲載価格、専門工事業者の見積価格等を参考とする。

③市場単価

市場単価は、元請業者と下請の専門工事業者間の契約に基づき調査された単位施工当たりの取引価格であり、物価資料に掲載された「建築工事市場単価」による。なお、第3編 建築工事単価の解説に定める工種に適用する。また、市場単価は材料費、労務費、機械経費等によって構成されるが、その掲載条件が一部異なる場合の単価については、類似の市場単価を適正に補正して算定することができる。

④上記以外の単価及び価格

上記以外の単価及び価格は、物価資料の掲載価格又は製造業者・専門工事業者の見積価格等を参考に定める。

(3) 数量

算定の方法に用いる数量は、「公共建築数量積算基準」（平成18年3月31日付け 国営計第236号）（以下「数量基準」という。）による。

(共通費)

第6 共通費は、次の各項について算定するものとし、具体的な算定については、第2編 第2章「共通費等の算定」による。

(1) 共通仮設費

共通仮設費は、各工事種目に共通の仮設に要する費用とする。

(2) 現場管理費

現場管理費は、工事施工に当たり、工事現場を管理運営するために必要な費用で、共通仮設費以外の費用とする。

(3) 一般管理費等

一般管理費等は、工事施工に当たる受注者の継続運営に必要な費用で、一般管理費と付加利益等からなる。

(消費税等相当額)

第7 消費税等相当額は、工事価格に消費税及び地方消費税相当分からなる税率を乗じて算定する。

(設計変更における工事費)

第8 設計変更における工事費は、当該変更対象の直接工事費を積算し、これに当該変更に係わる共通費を加えて得た額に、原則として当初契約代金額から消費税等相当額を減じた額を当初工事費内訳書記載の工事価格で除した比率を乗じ、さらに消費税等相当額を加えて得た額とする。

第2編 建築工事積算基準細則

第1章 直接工事費の算定

1 数量

数量の算出は、「数量基準」による。

積算に用いる数量は、設計数量、所要数量及び計画数量の3種類が一般的に用いられ、それぞれの数量の持つ意味は、次のようなものである。

(1) 設計数量

設計図書に示されている個数及び、設計寸法から求めた正味の数量をいい、数量基準で原則として扱っている数量である。仕上工事の材料数量及び大部分の施工数量が該当し、材料ロス等は単価で考慮する。

(2) 所要数量

鉄筋や鉄骨、木材など、市場寸法による切り無駄や、施工上やむをえない損耗を含んだ数量のことで、材料数量として直接計上する。

なお、鉄筋や鋼材等で材料の残材に価値がある場合は、評価したうえ、直接工事費から控除する。

(3) 計画数量

設計図書に示されていない、施工計画などに基づいた数量のことで、根切り、埋戻しなどの土工数量や大部分の仮設数量がこれに該当する。

2 歩掛り

複合単価の算定に用いる歩掛りは、積算基準に定める歩掛りを標準とする。（以下「標準歩掛り」という。）なお、歩掛りにおける構成については次による。

(1) 材料

材料の所要量は、施工に伴い通常発生する材料の切り無駄等（以下「端材等」という。）を考慮した割り増しを含む。

(2) 労務

労務の所要量は、平均的能力の作業員による標準作業量とする。

(3) 機械器具

機械器具の所要量は、平均的能力の機種による標準作業量とする。

(4) その他

「その他」は、下請け経費及び小器具材の損耗費等であり、第3編 建築工事単価の解説表-1 「その他」の標準による。

3 単価及び価格の適用

単価及び価格の適用については、第3編 建築工事単価の解説 によるほか次による。

- (1) 材料価格等の採用にあたっては、数量の多寡や仕様・規格の違い等、各々の工事における特殊性を考慮する。
- (2) 製造業者または専門工事業者の見積価格等を参考に価格を算定するにあたっては、市中における取引状況を把握し適正に補正して定める。
- (3) 施工中に発生する端材等を指定場所まで集積する費用は、別に定める場合を除き、単位施工当たりが必要となる単価及び価格に含む。
- (4) 材料及び機器等の場内小運搬に要する費用は、別に定める場合を除き、単位施工当たりが必要となる単価及び価格に含む。
- (5) 材料及び機器等の揚重に要する費用は、別に定める場合を除き、単位施工当たりが必要となる単価及び価格に含まない。

4 材料費

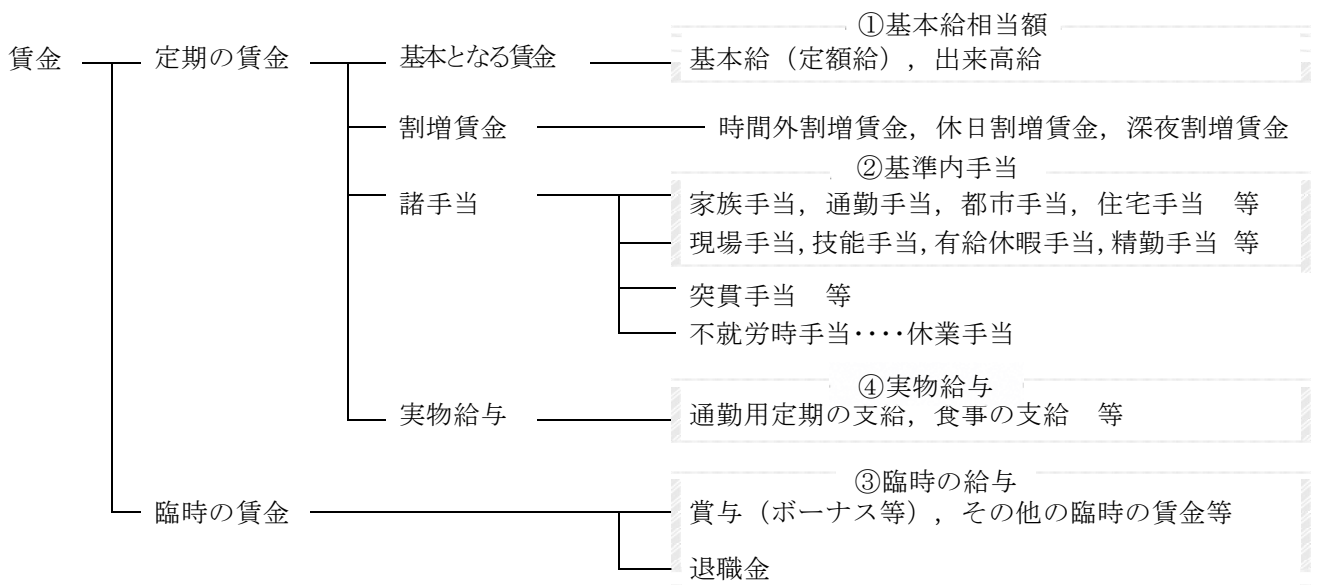
材料単価は、物価資料の掲載価格、製造メーカーが公に発表している公表価格、及び見積書の徴取による見積価格を参考とし、設計の内容、数量の多寡、施工条件その他を考慮して定め、設計図、仕様書等の内容を満足する範囲内で、最も適正と認められたものによる。

材料価格は、原則として現場渡し価格を採用することが前提となるので、見積書を徴取する場合には、注意が必要である。

また、公表価格や見積価格の中には、材料のロスを含んでいる場合もあるが、複合単価の場合、材料のロスは歩掛りで見込まれているため、見積価格を材料費として採用し、複合単価を作成する場合は、注意する必要がある。

5 労務費

- (1) 労務単価は次のように構成されており、労務単価に含まれる範囲は下図の囲まれている範囲である。 労務単価＝①基本給相当額＋②基準内手当＋③臨時の給与＋④実物給与



- (2) 労務単価は、所定労働時間内8時間当たりの単価であり、時間外及び深夜の労働についての割増料金は含まれない。時間外及び深夜の労働は、施工時期・施工時間が制限され、割増賃金を見込む必要が設計図書に明示された場合に、労務費を下記により算定する。ただし、時間外の労働は、変形労働時間制等を考慮し、現場の実情に応じて積算する。

【時間外、深夜の場合】

$$\text{労務費（総額）} = \text{労務単価} + \text{労務単価} \times K \times \text{割増すべき時間}$$

ただし、K（割増賃金係数）＝割増対象賃金比×1／8×割増係数とし、別表－1による。

- (3) 市場単価の細目工種において、時間外及び深夜の労働について割増賃金を見込む必要がある場合は、割増賃金に相当する割増し率を算定し市場単価を補正する。

<参考>

－割増賃金の計上が必要な場合の労務費（割増賃金を含む総額）の計算例－

(1) 時間外

- ①所定労働時間の8時間に加え、2時間の時間外労働を行う場合（すべて深夜以外の時間帯の場合）

$$\text{労務費（総額）} = \text{単価} + \text{単価} \times K \text{（割増係数} 1.25 \text{の場合の値）} \times 2 \text{時間}$$

- ②所定労働時間の8時間に加えて4時間の時間外労働を行い、うち2時間が深夜の時間帯の場合

$$\text{労務費（総額）} = \text{単価} + \text{単価} \times K \text{（割増係数} 1.25 \text{の場合の値）} \times 4 \text{時間} + \text{単価} \times K \text{（割増係数} 0.25 \text{の場合の値）} \times 2 \text{時間}$$

(2) 深夜

- ①所定労働時間8時間の労働を行い、うち3時間が深夜の時間帯の場合

$$\text{労務費（総額）} = \text{単価} + \text{単価} \times K \text{（割増係数} 0.25 \text{の場合の値）} \times 3 \text{時間}$$

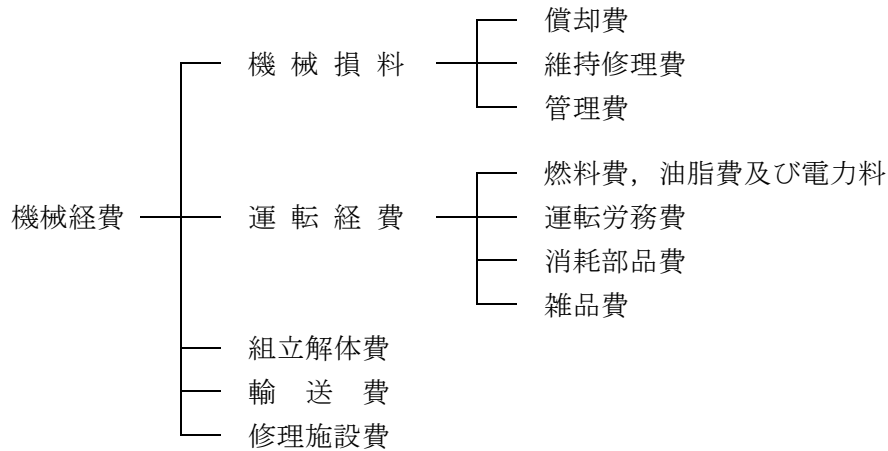
別表－１ 割増対象賃金比及び１時間当たり割増賃金係数

＜平成 31 年 3 月より適用＞

職 種	割増対象賃金比 (A)	1時間当たり割増賃金係数 K		
		割増係数 1.25 (A)×1/8×1.25	割増係数 1.35 (A)×1/8×1.35	割増係数 0.25 (A)×1/8×0.25
特 殊 作 業 員	0.820	0.128	0.138	0.026
普 通 作 業 員	0.880	0.138	0.149	0.028
軽 作 業 員	0.916	0.143	0.155	0.029
造 園 工	0.816	0.128	0.138	0.026
と び 工	0.880	0.138	0.149	0.028
石 工	0.918	0.143	0.155	0.029
ブ ロ ッ ク 工	0.830	0.130	0.140	0.026
電 工	0.736	0.115	0.124	0.023
鉄 筋 工	0.883	0.138	0.149	0.028
鉄 骨 工	0.784	0.123	0.132	0.025
塗 装 工	0.838	0.131	0.141	0.026
溶 接 工	0.830	0.130	0.140	0.026
運 転 手 (特 殊)	0.828	0.129	0.140	0.026
運 転 手 (一 般)	0.844	0.132	0.142	0.026
土 木 一 般 世 話 役	0.818	0.128	0.138	0.026
型 わ く 工	0.925	0.145	0.156	0.029
大 工	0.887	0.139	0.150	0.028
左 官	0.895	0.140	0.151	0.028
配 管 工	0.766	0.120	0.129	0.024
は つ り 工	0.846	0.132	0.143	0.026
防 水 工	0.799	0.125	0.135	0.025
板 金 工	0.797	0.125	0.134	0.025
タ イ ル 工	0.755	0.118	0.127	0.024
サ ッ シ 工	0.803	0.125	0.136	0.025
内 装 工	0.788	0.123	0.133	0.025
ガ ラ ス 工	0.764	0.119	0.129	0.024
建 具 工	0.727	0.114	0.123	0.023
ダ ク ト 工	0.723	0.113	0.122	0.023
保 温 工	0.801	0.125	0.135	0.025
設 備 機 械 工	0.727	0.114	0.123	0.023
交 通 誘 導 警 備 員 A	0.868	0.136	0.146	0.027
交 通 誘 導 警 備 員 B	0.912	0.143	0.154	0.029

6 機械経費

機械経費の扱いについては、「請負工事機械経費積算要領」によるものとし、構成は、次のとおりとする。



上記のうち、機械損料については、「請負工事機械経費積算要領」第4 第4項の規定をまとめた「建設機械等損料算定表」（“最新”版）による。

7 運搬費

(1) 一般事項

材料価格は、一般に現場渡しとなっており、運搬費を含んでいる。但し、次にあげるものは別計上する。

① 建設機械

算出においては、必要に応じて、重建設機械の組立て、解体に要する費用及び下記事項の料金を計上する。

- ・荷役機械使用料
- ・自動車航送船使用料
- ・有料道路利用料

② 仮設材、型枠、鋼材（鉄筋及び鉄骨で、工場加工のもの）、建設発生土及び発生材等の運搬費

(2) 用語の説明

① DID 区間(人口集中地区)

- ・市区町村の区域内で人口密度の高い調査区(1km²当たり 4,000 人以上)が互いに隣接して、その人口が 5,000 人以上を有する地区をいう。
- ・総務省統計局の国勢調査報告資料添付の人口集中地区境界図によるものとする。
総務省統計局 HP > 統計データ > 日本統計地図 > 平成 22 年国勢調査 [人口集中地区境界図](#)
- ・「技監のひろば」に掲載している「福岡市建設発生土運搬距離区分図」でも DID 地区の確認は可能。

全庁 OA > 技監のひろば > 建設副産物 > [建設リサイクル](#)

(3) 離島への運搬費

離島において、現地調達できない材料(見積りで現地渡しのを除く)及び機器等については、海上輸送費を運搬費として直接工事費(直接仮設費)に計上する。

第2章 共通費等の算定

第1節 一般営繕工事

1 一般事項

(1) 用語の定義

① 「一般工事」

通常の建物本体工事のこと。

② 「その他工事」

特殊な室内装備品(家具、書架及び実験台の類)工事、造園工事、舗装及び取り壊し工事のような、通常の建物本体工事に含まれない工事等をいい、適用する範囲・類型工事は、積算運用細則(建築工事営繕用)(以下「営繕用運用細則」という。)別表-9のとおり。

(2) 共通費は、「共通仮設費」、「現場管理費」及び「一般管理費等」に区分し、それぞれ一式計上する。ただし、その他工事等を単独で発注する場合は、共通仮設費及び現場管理費と一般管理費等を併せた「諸経費」に区分し、それぞれ一式として計上する。

(3) 共通費を算定する場合の直接工事費には、本設のための電力、水道等の各種負担金は含まない。

2 共通仮設費及び現場管理費の算定

(1) 一般事項

共通仮設費及び現場管理費は、次により算定する。

共通仮設費 = (直接工事費 × 共通仮設費率) + 積み上げによる共通仮設費

現場管理費 = (純工事費 × 現場管理費率) + 積み上げによる現場管理費

※共通仮設費率及び現場管理費率の算定に用いるT(工期)の取扱

T: 工期は、契約日の翌日から工期末までの期間の日数とする。

なお、一時中止があった場合は、その期間を除く。

月単位の換算は、30日/月にて除し、小数点以下第2位を四捨五入して一位止めとする。

その他運用にあたり、別紙「共通費の(工期:T)について」を参考とする。

(2) 積み上げによる共通仮設費及び現場管理費の算定

下記の項目は「率」に含まれていないので、積み上げにより算定する。詳細は、第3編第2章第2節による。

① 共通仮設費

項 目	内 容
準備費	敷地測量，道路占有料，仮設用借地料等に要する費用，既存施設内の家具，什器，機器等の移動・復旧に関する費用
仮設建物費	監理（監督員）事務所の備品等の費用のうち，設計図書に当該工事固有の事情により指定された内容，宿舍，設計図書によるイメージアップ費用
工事施設費	仮囲い，工事用道路，歩道構台，設計図書によるイメージアップ費用（仮囲いへの塗装や絵書き，花壇の設置など）
環境安全費	安全管理・合図等の要員に要する費用（工事現場（施設）の警備に要する警備要員，機械警備及び交通誘導警備員に要する費用）
動力用水光熱費	本受電後の電力基本料金
屋外整理清掃費	除雪に要する費用
機械器具費	揚重機械器具に要する費用
その他	品質管理試験に要する費用（コンクリートの圧縮試験及び鉄筋の圧接試験費（引張り試験及び超音波探傷試験）を除く）

② 現場管理費

項 目	内 容
労務管理費	離島等工事における賃金以外の食事，通勤費及び宿泊費等に要する費用
要員等の費用	設計図書等に記載がある監理（監督員）事務所に勤務する連絡員の費用 条件明示等で遠隔地より現場労働者を募集するために必要な費用
補償費	休業補償費，電波障害等に関する補償費
その他	専門工事業者に直接発注する工事における工事实績登録等に要する費用

(3) 率による共通仮設費及び現場管理費の算定

① 一般工事の場合（新営建築工事，改修建築工事の場合）

共通仮設費率は，営繕用運用細則 別表-1，2による。

現場管理費率は，営繕用運用細則 別表-1，2による。

※注 営繕用運用細則 別表-1，2に記載する率は，施工場所が一般的な市街地の場合の比率であることから，共通仮設費については近くに水道や電力が整備されていない場合，現場管理費については山間へき地や離島など特殊な場合は，別途実状に応じた対応を要する。

② 一般工事とその他工事を同一工事で発注する場合

共通仮設費の算定は，一般工事とその他工事の直接工事費の合計額に対応する共通仮設費率により一般工事の共通仮設費を算定し，その他工事の直接工事費に対応する共通仮設費率（営繕用運用細則 別表-4）を乗じてその他工事の共通仮設費を算定する。

現場管理費の算定は，一般工事とその他工事の純工事費の合計額に対応する現場管理費率により一般工事の現場管理費を算定し，その他工事の純工事費に対応する現場管理費率（営繕用運用細則 別表-4）を乗じてその他工事の現場管理費を算定する。

なお，**積み上げによる共通仮設費（又は現場管理費）がある場合**には，これを一般工事の共通仮設費（又は現場管理費）に加え，一般工事及びその他工事の純工事費（又は工事原価）として区分する。

③ 鉄骨造及び鉄骨鉄筋コンクリート造の主体構造物に係わる鉄骨工事の補正について

共通仮設費の算定は、主体構造物に係る鉄骨工事の直接工事費(建方用機械器具費*を除く)を鉄骨工事以外の一般工事の直接工事費に加算した全体の直接工事費に対応する共通仮設費率を求め、鉄骨工事以外の一般工事の直接工事費に対してはこの共通仮設費率により共通仮設費を算定し、鉄骨工事の直接工事費に対してはこの共通仮設費率に0.9を乗じて共通仮設費を算定する。

※建方用機械器具費：鉄骨の建て方に用いる機械器具(揚重用クレーン定置式・移動式)をいい、共通仮設費の積上げ項目とする。

現場管理費の算定は、鉄骨工事の純工事費を鉄骨工事以外の一般工事の純工事費に加算した全体の純工事費に対応する現場管理費率を求め、鉄骨工事以外の一般工事の純工事費に対してはこの現場管理費率により現場管理費を算定し、鉄骨工事の純工事費に対してはこの現場管理費率に1.0を乗じて現場管理費を算定する。

なお、**積み上げによる共通仮設費(又は現場管理費)がある場合**には、これを鉄骨工事以外の一般工事の共通仮設費(又は現場管理費)に加算する。

■鉄骨工事の補正に関する取り扱い

i) S造・SRC造における取り扱い

鉄骨工事として科目で取り扱う項目(営繕用運用細則 別表-8 参照)は、全て補正の対象とする。

(建方機械器具(定置式・移動式)は、共通仮設費の一般工事の区分として取り扱う)

ii) RC造における取り扱い

RC造の建物において、鉄骨階段・鉄骨庇等の主体構造物にかかわらない鉄骨工事は、補正の対象としない。ただし、体育館・倉庫・格納庫等で、屋根部がS造の場合は対象とする。

iii) 鉄塔の取り扱い

鉄塔については単体として取り扱い、設置場所(地盤面、RC造屋上面)にかかわらず補正の対象とする。

iv) フラットデッキ及び鉄骨階段・鉄骨庇の取り扱い

フラットデッキ及び鉄骨階段・鉄骨庇については、S造の場合に限り補正の対象とする。

(SRC造、RC造の場合は一般工事とする。)

④ 新営工事と改修工事を同一工事で一括発注する場合

ア **共通仮設費及び現場管理費**は、新営工事と改修工事に区分して算定する。

イ **共通仮設費率及び現場管理費率**は、新営工事と改修工事の直接工事費の合計額に対応する新営工事と改修工事それぞれの共通仮設費率、純工事費の合計額に対応する新営工事と改修工事それぞれの現場管理費率とする。

なお、**積み上げによる共通仮設費(又は現場管理費)がある場合**には、新営工事と改修工事のうち主な工事の共通仮設費(又は現場管理費)に計上する。

⑤ 監理事務所(監督員事務所)を設けない場合の補正

ア 建築工事において、監理事務所(監督員事務所)を設けない場合は、新営工事及び改修工事ともに、一般工事の共通仮設費率に0.9を乗じる。

ただし、その他工事は適用しない。

イ 鉄骨工事における共通仮設費率の補正をおこなう工事で、監理事務所を設けない場合はアで補正した率に0.9を乗じる。

ウ 既存施設を監理事務所（監督員事務所）として利用できる場合は、利用中の維持管理費及び利用後の現場復旧に要する費用を考慮し低減は行わない。また、条件明示による事務所の規模の違いによる補正は行わない。

⑥ 建設発生土処分費及び発生材処分費の取り扱い

建設発生土処分費及び発生材処分費を含めて発注する場合は、これらの費用の共通仮設費及び現場管理費は算定しない。（率計算をする場合の直接工事費及び純工事費にも含まない。）

⑦ リース料の取り扱い

共通仮設費率及び現場管理費率は、リース料を含む直接工事費及び純工事費により算定する。

なお、仮設庁舎等をリースで発注する場合のリース料については、共通仮設費及び現場管理費を算定しない。

⑧ 指定部分と指定部分工期の取り扱いについて

原則として、指定部分の工期は、共通仮設費及び現場管理費における算定に用いる工期（T）に用いない。

なお、指定部分とは工事の完成に先立ち引渡しを受けるべきことを設計図書により指定した工事範囲をいい、その工事範囲の完了期限を指定部分工期という。

⑨ 敷地が異なる複数の工事を同一工事で一括発注する場合

ア 共通仮設費及び現場管理費は、それぞれの敷地の工事毎に算定する。

イ 共通仮設費率及び現場管理費率は、それぞれの敷地の工事毎の直接工事費及び工期に対応する共通仮設費率、純工事費及び工期に対応する現場管理費率とする。

ウ 積み上げによる共通仮設費及び現場管理費は、それぞれの敷地の工事毎に計上する。

⑩ 建築工事、電気設備工事、機械設備工事及び昇降機設備工事のいずれかを同一工事で一括発注する場合

共通仮設費及び現場管理費の算定は、それぞれの工事種別毎の共通仮設費及び現場管理費に関する定めにより算定し、それらの合計による。

ただし、主たる工事以外のいずれかの工事（昇降機設備工事を除く。）が、主たる工事と比較して軽微な工事であり、かつ、単独の工期設定がない場合は、当該工事を主たる工事に含め、主たる工事の定めにより共通仮設費及び現場管理費を算定することができる。なお、主たる工事とは発注時の工事種別を言う。

積み上げによる共通仮設費及び現場管理費は、それぞれの工事種別毎に区分して計上する。

共通費の積算手法は、設計図書の変更により軽微な工事等に該当しなくなった場合においても、原則として変更しない。

※軽微な工事とは、次のいずれかに該当するものをいう。

ア 主たる工事以外のいずれかの工事の直接工事費が、主たる工事の直接工事費の1/20以下または、300万円以下の場合

イ 工事内容、工事費及び工期から判断して、アに準ずるとみなせる場合

⑪ 営繕工事のいずれかと営繕工事以外の工事を一括発注する場合

共通仮設費及び現場管理費の算定は、営繕工事と営繕工事以外の工事（敷地内の大規模な造成、土木仕様の舗装などの土木工事）に分け、それぞれの工事毎の共通仮設費

又は現場管理費に関する定めにより算定する。

⑫ 建築工事における工事实績情報（コリンズ）の登録等に要する費用について

工事費が500万円以上の場合は、現場管理費率に含まれているため、積上げによる算定は必要としない。（500万円未満の場合は登録不要）

その他工事等を専門工業者に直接発注する場合で、工事費が500万円以上の場合は、次のとおり算定した金額を、現場管理費として別途計上すること。

$$\text{工事实績情報登録費用} = \text{登録作業費}^{*1} + \text{登録料}^{*2}$$

※1 登録作業費＝特殊作業員 1.0 人・日

※2 登録料＝2,524 円（税抜） 工事費 2,500 万円未満

7,810 円（税抜） 工事費 2,500 万円以上～5,000 万円未満

8,600 円（税抜） 工事費 5,000 万円以上

⑬ 支給材を使用して工事を施工する場合

支給材（発注者側で購入・製作された資機材）を使用して工事を施工する場合は、支給材を購入すると仮定した評価額（支給材評価額）に2%を乗じて算定し、現場管理費に加算する。ただし、再利用資機材については現場管理費を算定しない。

⑭ その他

共通費率を算定する場合の直接工事費、純工事費及び工事原価には、各種負担金の他、工事に伴う湧水等を公共下水道等に排出する場合の費用（下水道料金のみ）を含めないものとする。また、共通費を計上しない。

本受電後の電力基本料金については、設計図書の特記に基づき積み上げによる共通仮設費として算定し加算する。

3 一般管理費等

① 一般工事の場合

一般管理費等は次式により算定する。

$$\text{一般管理費等} = \text{工事原価} \times \text{一般管理費等率}$$

新営建築工事、改修建築工事における一般管理費率は、営繕用運用細則 別表-5 による。

② 一般工事にリース料等を含めて発注する場合

一般管理費等は、一般工事の工事原価とリース料等の費用の合計額に対応する一般管理費等率により、リース料等の費用についても一般管理費等を算定する。

③ 新営工事と改修工事を同一工事で一括発注する場合

一般管理費等は、新営工事と改修工事の工事原価の合計額に対する一般管理費等率により算定する。

④ 敷地が異なる複数の工事を同一工事で一括発注する場合

一般管理費等は、それぞれの敷地の工事毎の工事原価の合計額に対する一般管理費等率により算定する。

⑤ 建築工事、電気設備工事、機械設備工事及び昇降機設備工事のいずれかを同一工事で一括発注する場合

一般管理費等は、それぞれの工事種別の工事原価の合計額に対する主たる工事の一般管理費等率により算定する。

なお、主たる工事とは、発注時の工事種別とする。

- ⑥ 営繕工事のいずれかと営繕工事以外の工事を一括発注する場合
一般監理費等は、営繕工事と営繕工事以外の工事に分け、それぞれの工事毎の一般管理費等に関する定めにより算定する。
- ⑦ 契約保証に必要な費用については、営繕用運用細則 別表-6 による補正值を加算する。ただし、設計変更については、契約保証費の加算（補正）は行わない。
 なお、契約保証が必要でないものは以下のとおり。
 ア 発注者が金銭的保証を必要としない場合（契約金額が300万円以下の場合）。
 イ 建設工事共同企業体（福岡市共同企業体事務取扱要領第2条に定めるもの。）により競争を行わせる場合。なお、契約保証を必要とするケースと必要としないケースが混在する混合入札の場合（建築工事の予定金額が、3億円以上5億円未満のものはA等級単体業者が参加する場合がある。）、契約保証費は積算では計上しないものとする。この場合、A等級単体業者が落札した場合であっても設計変更（加算補正）の対象とはならない。
- ⑧ 前払金支出の対象とならない工事（契約金額が100万円以下の工事）の一般管理費等を算出する場合は、営繕用運用細則 別表-7 による補正係数を一般管理費等率に乗じて算出する。なお、受注者より前払金請求がない場合については、この補正率による設計変更は行わない。
- ⑨ 「特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律」（平成19年法律第66号）に該当する住宅の新築工事の場合は、資力確保措置のための費用を下記により算定し、一般管理費等に加算する。なお、原則として設計変更により工事原価の変更があった場合の補正はしない。

$$\text{資力確保措置のための費用} = \text{対象工事原価}^{*1)} \times \text{資力確保費用率 (0.45\%)}$$

※1) 対象工事原価とは、同法第二条第一項に定める住宅に供する建物の工事原価

なお、次の場合は、上記の算定によらず見積等により適切に費用を算出し、加算すること。

- ・住宅に供する建物であっても、一部に事務所等（管理事務所は除く）の用途が含まれている場合
- ・一般的な公共住宅の仕様と大幅に異なる場合
- ・その他工事規模・工事内容により、対象工事原価に0.45%を乗じて得た額と大きく異なると見込まれる場合

4 特殊な場合の取り扱い

(1) 設計変更時の取り扱い

設計変更における工事費積算に用いる単価及び価格は、当初設計における工事費積算時の単価及び価格とする。ただし、当初設計の工事費内訳書に対応して種目が追加された場合の単価及び価格は、総括監督員の指示又は承諾した時点の単価及び価格とする。

① 共通仮設費

共通仮設費を積み上げにより算定した場合は設計変更においても積み上げにより算定し、比率により算定した場合は設計変更においても比率により算定する。

この場合の共通仮設費は、設計変更の内容を当初発注工事内に含めたとした直接工事費

に対する共通仮設費を求め、当初発注工事の共通仮設費を控除した額とする。

共通仮設費率の算定に用いるT（工期）には、工事一時中止（一部一時中止の場合も含む）を理由とした工期延伸する期間を含まない。

② 現場管理費

現場管理費を積み上げにより算定した場合は設計変更においても積み上げにより算定し、比率により算定した場合は、設計変更においても比率により算定する。

この場合の現場管理費は、設計変更の内容を当初発注工事内に含めたとした純工事費に対する現場管理費を求め、当初発注工事の現場管理費を控除した額とする。

現場管理費率の算定に用いるT（工期）には、工事一時中止（一部一時中止の場合も含む）を理由とした工期延伸する期間を含まない。

③ 一般管理費等

設計変更における一般管理費等は、設計変更の内容を当初発注工事内に含めたとした工事原価に対する一般管理費等を求め、当初発注工事の一般管理費等を控除した額とする。ただし、設計変更については契約保証費にかかる補正は行わない。

(2) 分割発注（後工事）の取り扱い

- ① 本来一体とすべき同一建築物（新営工事における躯体工事と仕上工事の関係など）又は同一敷地内の工事を分割して発注し、後から新規に発注する工事（新営工事の仕上工事など。以下「後工事」という。）を現に施工中の工事（新営工事の躯体工事など。）の受注者と随意契約しようとする場合の工事費算定に用いる単価及び価格は、後工事の工事費積算時の単価及び価格とする。また、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等は、契約済みのすべての工事（以下「前工事」という。）と後工事を一括して発注したとして算定した額から、前工事の額を控除した額とする。

(3) 工事の一時中止に伴う増加費用

工事を一時中止した場合の増加費用（工事現場の維持に要する費用、工事体制の縮小に要する費用及び工事の再開準備に要する費用）の算定は、「工事の一時中止に伴う増加費用等の積算上の取扱いについて」（最終改正平成4年3月19日付建設省技調発第80号。「公共建築工事積算基準 平成27年版(P.784)」）及び「営繕工事請負契約における設計変更ガイドライン（案）」（平成27年5月国土交通省官庁営繕部）による他、以下による。

- ① 工事一時中止に伴う増加費用は、工事現場の維持に要する費用、工事体制の縮小に要する費用及び工事の再開準備に要する費用（以下「工事現場の維持等に要する費用」という。）に本支店における増加費用を加算した費用とする。
- ② 工事現場の維持等に要する費用は、中止期間中における工事現場の管理に関する計画（基本計画書）に基づき実施した内容について見積りを求め、それを参考に積み上げ計上する。
- ③ 工事現場の維持等に要する費用として積み上げる内容に、仮囲い等の仮設、警備要員など当初予定価格の作成時に積み上げで算定したものがあつた場合、当初積算の方法により積み上げ計上する。
- ④ 工事一時中止に係る本支店における増加費用は、設計変更における一般管理費等の算定方法と同様に、工事中止に伴う増加費用（積み上げ分）を当初発注工事内に含めた場合の

一般管理費等を求め、当初発注工事の一般管理費等を控除した額とする。

- ⑤ 一般管理費等率は、工事原価に工事一時中止に伴う増加費用（積み上げ分）を加算した額に対応する一般管理費等率とする。
- ⑥ 契約保証費は補正を行わない。

第2節 公営住宅建設工事

公営住宅建設の共通費は、「公共住宅建築工事積算基準（平成25年度版）（平成29年3月一部改定）」及び「同屋外整備工事積算基準（平成25年度版）（平成29年3月一部改定）」1編5節による。なお、同基準に定めのない項目は、本手引きによる。

1 一般事項

(1) 用語の定義

① 「一般工事」

通常建物本体工事のこと。

② 「その他工事」

特殊な室内装備品（家具、書架及び実験台の類）工事及び取り壊し工事のような、通常建物本体工事に含まれない工事等をいい、適用する範囲・類型工事は、積算運用細則（建築工事住宅用）（以下「住宅用運用細則」という。）別表-9のとおり。

③ 「特殊工事費」

一般的な工事内容に、共通して存在するとは限らない工事で、受注者の現場での関わりが、比較的少なく、現場管理費を特に計上する必要がないと考えられる工事費をいい、住宅用運用細則 別表-7に掲げるものを標準とする。

④ 「屋外整備工事費」

屋外付帯工事のうち、屋外電気設備及び屋外機械設備を除く工事をいい、公共住宅屋外整備工事積算基準 1編4節表1.4.1（科目の区分）のとおり。

(2) 共通費は、「共通仮設費」、「現場管理費」及び「一般管理費等」に区分し、それぞれ一式計上する。ただし、工事を専門工事業者等に発注する場合は、共通仮設費及び現場管理費と一般管理費等を併せて、「諸経費」として一式計上する。

(3) 共通費を算定する場合の直接工事費には、本設のための電力、水道等の各種負担金は含まない。

(4) 鉄骨建て方用揚重機械器具費は原則として鉄骨工事に計上する。ただし、荷揚設備等を兼ね、その区分が明確ではない場合は、別途共通仮設費に計上することができる。

2 共通仮設費及び現場管理費の算定

(1) 一般事項

共通仮設費及び現場管理費は、次により算定する。

共通仮設費 = (直接工事費 × 共通仮設費率) + 積み上げによる共通仮設費

現場管理費 = (純工事費 × 現場管理費率) + 積み上げによる現場管理費

※共通仮設費率及び現場管理費率の算定に用いるT（工期）の取扱い

T：工期は、契約日の翌日から工期末までの期間の日数とする。

なお、一時中止があった場合は、その期間を除く。

月単位の換算は、30日/月にて除し、小数点以下第2位を四捨五入して一位止めとする。その他運用にあたり、別紙「共通費の（工期：T）について」を参考とする。

(2) 積み上げによる共通仮設費及び現場管理費の算定

下記の項目は「率」に含まれていないので、積み上げにより算定する。

① 共通仮設費

項目	内容
準備費	敷地測量、道路占有料、仮設用借地料等に要する費用
仮設建物費	監理事務所（監督員事務所）、設計図書によるイメージアップ費用
工事施設費	仮囲い、工事用道路（進入路、場内路）、歩道構台、設計図書によるイメージアップ費用（仮囲いへの塗装や絵書き、花壇の設置など）
環境安全費	安全管理・合図等の要員、交通誘導警備員に要する費用
屋外整理清掃費	除雪に要する費用
その他	品質管理試験に要する費用（コンクリートの圧縮試験及び鉄筋の圧接試験費（引張り試験及び超音波探傷試験）を除く）

② 現場管理費

項目	内容
労務管理費	離島等工事における賃金以外の食事、通勤費及び宿泊費等に要する費用
その他	専門工事業者に直接発注する工事における工事実績登録等に要する費用

(3) 率による共通仮設費及び現場管理費の算定

① 一般工事の場合（新営住宅工事、リモデル工事の場合）

共通仮設費率及び現場管理費率は、住宅用運用細則 別表-1による。

② 屋外整備工事の場合

共通仮設費率及び現場管理費率は、住宅用運用細則 別表-2による。

3 一般管理費等

① 一般工事の場合（新営住宅工事、リモデル工事の場合）

一般管理費率は、住宅用運用細則 別表-4による。

② 屋外整備工事の場合

一般管理費率は、住宅用運用細則 別表-4による。

第3章 消費税等相当額

消費税等相当額は、工事価格に所得税法及び消費税法の一部を改正する法律（平成6年法律第109号）及び地方税法の一部を改正する法律（平成6年法律第111号）に基づく税率を乗じて算定した額とする。

消費税及び地方消費税額＝

工事価格（直接工事費＋共通仮設費＋現場管理費＋一般管理費等）×税率

第4章 内訳書の作成

第1節 一般事項

(工事費の構成)

- 1 工事費は、第1編 建築工事積算基準 第2により構成される。

(内訳書等の定義)

- 2 「建築工事内訳書」(以下「内訳書」という。)とは、設計図書に基づいて建築物などを構成する各部分を計測・計算し、その結果を分類、集積して工事価格を事前に予測するため書類にまとめたものをいう。

(内訳書の構成)

- 3 内訳書は、種目別内訳書、科目別内訳書、中科目別内訳書、細目別内訳書により構成される。これらの記載内容は下記の通りである。

(1) 種目別内訳書

種目別内訳書には、種目名及び種目金額、共通費並びに消費税等相当額を記載する。種目区分は通常、図面及び仕様書の表示に従い各建物、各工作物等によるものとする。

種目は、「表-1 種目別内訳書の構成」による。

① 直接工事費の種目

直接工事費は、一般的に棟別に区分した種目とし、屋外施設、敷地造成、とりこわし等は、設計図に記載の工事種目を記載する。

なお、全体工事のうち、指定部分等がある場合は、当該部分の種目を他の種目と区分して記載する。

② 共通費の種目

共通費の種目は、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等からなる。

(2) 科目別内訳書

種目と科目の関係は「表-1 種目別内訳書の構成」のとおりであり、工種別の科目区分と記載順序は、「表-2 科目及び中科目標準の区分」による。

(3) 中科目別内訳書

中科目別内訳書は、「表-2 科目及び中科目標準の区分」により、一般的には、外部、内部に区分するためのものであり、地業、鉄筋、コンクリート、型枠、建具においても区分している。

なお、工事規模・内容等により中科目を省略することができる。

(4) 細目別内訳書

① 細目別内訳書は各科目に属する細目毎に数量、単価、金額を記載する。

なお、必要に応じて別紙明細書を作成し、一式で記載することができる。

- ② 細目は原則として、材料費、労務費、器具、工具類の損料、運搬費等及び専門工事業者の経費などを一括した細目名称とする。
ただし、必要に応じて材料と施工を区別した細目として記載することができる。
- ③ 摘要欄には、材種、材質、形状、寸法、工法、その他単価に対応する条件等を記載する。

(設計変更時の内訳書の作成)

- 4 設計変更時において、細目に変更なき内訳科目・内訳明細は省略することができる。

(数値の取り扱い)

- 5 内訳書等作成時の数量及び単価については下記のとおり行う。

(1) 数量の単位

- ① 長さ、面積、体積及び質量の単位はそれぞれ、m、m²、m³及びtとする。ただし、少量の場合には、単位を変更することができる。
- ② 計測寸法の単位はmとし、小数点以下第2位とする。また、計算過程においても小数点以下第2位とすることができる。なお、設計図書から得られる電子データの小数点以下第2位以下の数値については、その数値を活用し、端数処理を行わなくもよい。

(2) 端数処理

① 内訳明細書作成

1) 物価資料に基づく材料価格、材料単価及び仮設材料費、市場単価等の採用

- ・物価資料の掲載単価について、2誌の平均値を採用する場合の端数処理は、原則として、四捨五入とし、円単位とする。ただし、円未満の場合は小数点第3位で四捨五入し、小数点第2位までとする。

生コン、鋼材等の特定資材単価について平均値が1万円以上となる場合は、四捨五入により有効上位4桁とする。

また、2誌の単価が同額の時、または掲載価格がどちらか1誌のみしかない場合は、端数処理を行わない。

2) 製造業者又は専門工事業者の見積価格、カタログ価格等の採用

- ・採用する価格の有効桁は、上位3桁とし4桁目を四捨五入する。ただし、千円未満の場合は、円の位を四捨五入して十円単位とし、百円未満の場合は、小数点以下第1位を四捨五入して円単位とし、円未満の場合は小数点以下第2位とする。

3) 数量

- ・小数点以下第1位とする。ただし、100以上の場合は整数とし、0.1未満の場合は、一式で表示する。端数処理は四捨五入とする。

- ・単価が円単位の数量は、小数点以下第1位を四捨五入し、整数とする。

4) 細目別内訳書への金額の計上

- ・単価と数量を掛け合わせた結果の金額は、円単位とし端数がでないように数量又は単価を調整する。(端数処理を行わない。)

- ・別紙明細にて算定された金額は、細目別内訳書に円単位として一式計上する。

5) 発生材処分金(取り壊しによる有価物)

- ・発生材処分金(取り壊しによる有価物)の有効桁は、上位4桁とし5桁目を四捨五入と

する。ただし、一万円未満の場合は、一円の位を四捨五入し、十円単位とする。なお、発生材処分金は減額調整前の工事価格から控除する。

② 代価表による複合単価作成時

1) 複合単価作成に用いる単価

- ・物価資料の掲載単価を使用する場合は、内訳明細書作成時の取り扱いに準じる。
- ・見積価格等の有効桁は、内訳明細書作成時の取り扱いに準じる。
- ・他の複合単価の合計結果を計算時に単価として使用する場合は、小数点以下第3位以降を四捨五入とし、小数点以下第2位までとする。

2) 複合単価作成に用いる数量

- ・標準歩掛り、統計値及び他資料等の数値は、原則として端数処理を行わない。
- ・算定した数量の有効桁は、上位3桁とし4桁目を四捨五入する。ただし、有効桁に小数点以下第6位以降がある場合は、小数点以下第6位を四捨五入し、小数点以下第5位までとする。

3) 金額

- ・単価と数量を掛け合わせた結果の金額は、小数点以下第3位以降を四捨五入とし、小数点以下第2位までとする。

4) 複合単価

- ・金額の合計結果の複合単価の有効桁は、上位3桁とし、4桁目を四捨五入する。ただし、千円未満の場合は、一円の位を四捨五入し、十円単位とし、十円未満の場合は、小数点以下第1位を四捨五入し一円単位とする。

③ 共通費算定に関する数値の取り扱いについて

各共通費の合計金額は、端数処理を行わない。

1) 共通仮設費及び現場管理費

積み上げによる算定は上記①、②に準ずる。率により算定した金額は、それぞれ一円未満切捨てとし、一円単位で計上する。

2) 一般管理費等

算出された金額の範囲内で、原則として工事価格の有効桁が上位5桁、一千万円未満の場合は千円単位となるように一般管理費等で調整する。

- ・一般管理費等は各項目（一般工事、その他工事、発生材処分費等）毎の減額調整ではなく、合計額を算出した後に減額調整を行う。
- ・発生材処分金（取り壊しによる有価物）がある場合は、減額調整する前に当該費用を控除する。
- ・指定部分がある場合は指定部分毎に減額調整する。
- ・設計変更及び随意契約をおこなう場合の後工事において一般管理費等を算定するにあたり、控除する前工事の一般管理費等は、減額調整する前の金額を採用する。

④ 工事価格

工事価格の有効桁は、上位5桁とし下位を切捨てとする。ただし、一千万円未満の場合は、千円単位とし下位を切捨てとする。

- ・指定部分がある場合の全体工事価格は、上記によらず、指定部分毎の工事価格の合計とする。

(工事の一時中止)

- 6 工事の一時中止に伴う増加費用は、中止した工事の設計書の中に「中止期間中の現場維持等の費用」として、原契約の工事費とは別に計上するものとする。

(その他)

- 7 本文に定めのない事項については、国土交通省大臣官房官庁営繕部統一基準「公共建築工事内訳書標準書式」（以下「標準書式」という。）による。

第2節 留意事項

1 工事区分

- (1) 別途工事がある場合は、工事区分を確認のうえ、計上漏れがないように作成する。

- 例 ・ 照明器具取り付けのための枠組み補強や孔開け工事について特記仕様書（工事区分表参照）に記載がある。
・ 樋の排水先の施工区分

2 種目の区分け

- (1) 一般事項

次のようなことに留意して判断する。

- ① 棟別
- ② 建設工事請負契約書第39条に基づき工事の完成に先立って引き渡しを受けるべきことを指定した部分（以下「指定部分」という。）がある場合は、指定部分に相応する契約代金の額を算定できるように分割して作成する。
- ③ 補助対象内外の別
国庫補助の対象内外に区分して計上する必要があるについて確認すること。
- ④ 予算の関係で特定の部屋を次年度以降に執行する恐れがある場合は、部屋別に作成しておけば対応が容易である。
- ⑤ 標準図を使用している場合の本体と外構
公園便所や老人いこいの家など標準図を使用している工事については、本体工事部分と外構工事部分を分離する。

- (2) 種目を(1)に基づき区分した場合は下記に留意する。

- ・ 外部足場等の仮設が重複しないこと。
- ・ 仮設費（墨出し、養生、整理清掃後片付けに限る）摘要欄の「一般、小規模、複雑」については、それぞれの棟で判断せずに、敷地単位で判断する。
- ・ 土工事で発生土処分と購入土土砂が生じた場合は、総合計で判断する。
- ・ 機械器具運搬費（土工機械、コンクリートポンプ圧送基本料金等）は工程を考慮して決定する。
- ・ 杭地業工事は、場合によっては、一括して種目を設けても良い。

3 細目の計上

(1) 単価構成の確認

単価構成を考慮して数量を計測し，計上する。

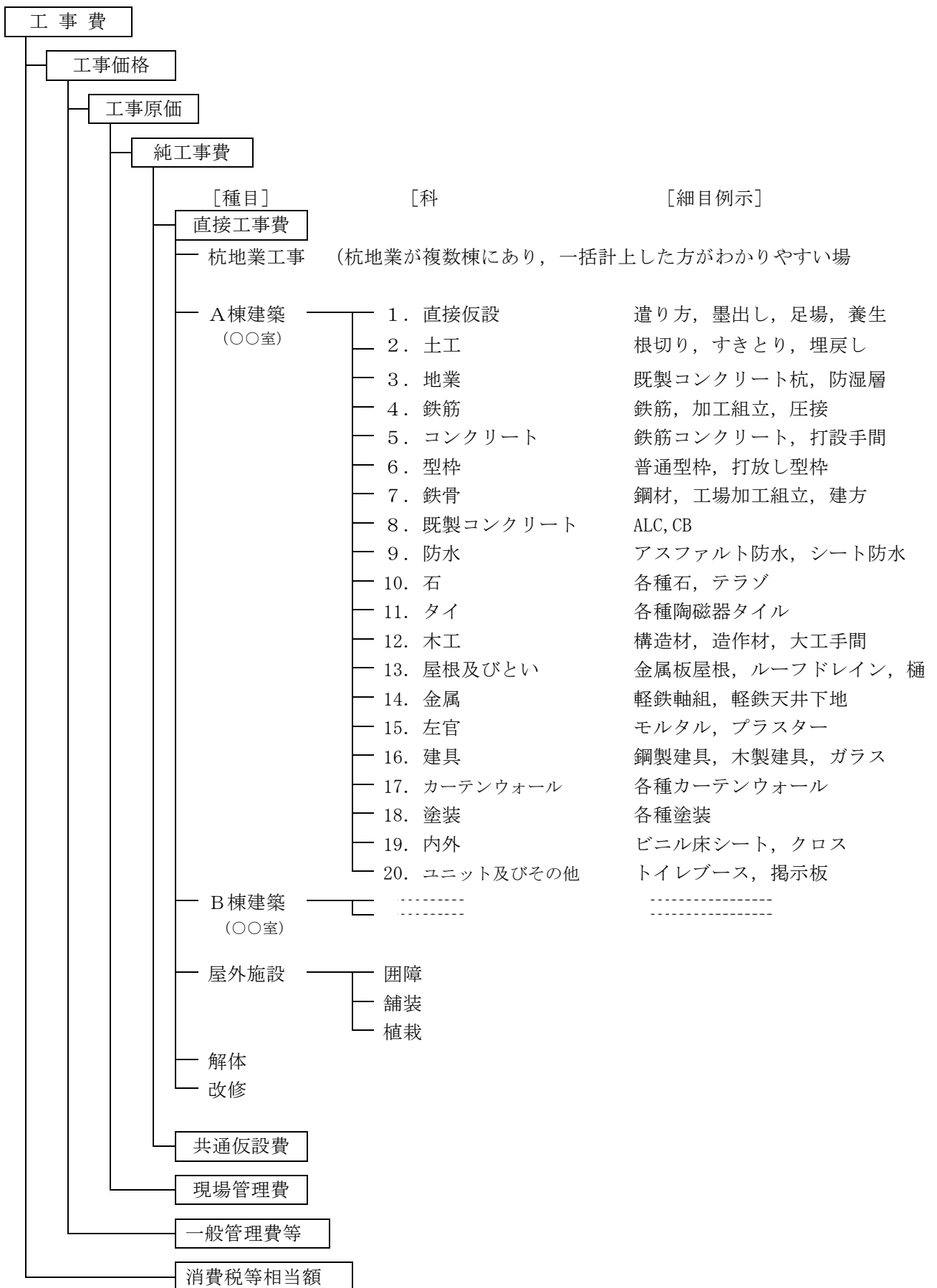
例 ・家具の塗装，カーテンボックスの塗装

・金属，鋼製建具については，素地ごしらえ，錆止め塗り 1 回までは，金属，鋼製建具の製作費に含むものとする。

(2) 営繕積算システム（RIBC）上での細目名称

営繕積算システム上の細目名称は「標準書式」を参考に作成しており，細目の計上箇所が「公共建築工事標準仕様書」と一部異なっているため，注意すること。主な違いは，表－3のとおり。

表-1 種目別内訳書の構成



表－２ 科目及び中科目標準の区分

科 目	科目の標準区分	中科目の標準区分
１．直接仮設	工事に直接関連する仮設で各科目に共通的なもの	区分なし
２．土工	土の掘削・埋戻し・処分等，山留め，水替え等	区分なし
３．地業	既製杭，場所打杭，基礎下の砂利地業，防湿層，捨コンクリート	(1)地業，(2)既成コンクリート杭，(3)場所打ちコンクリート杭等に区分する
４．鉄筋	R C造，S R C造等の鉄筋	(1)躯体，(2)外部仕上，(3)内部仕上に区分する
５．コンクリート	現場打コンクリート，土間及び防水押えコンクリート等	(1)躯体，(2)外部仕上，(3)内部仕上に区分する
６．型枠	上記コンクリートの型枠	(1)躯体，(2)外部仕上，(3)内部仕上に区分する
７．鉄骨	S造，S R C造等の鉄骨	(1)本体鉄骨，(2)付帯鉄骨等，(3)耐火被覆に区分する
８．既製コンクリート	躯体及び仕上用のA L C，C B等	(1)外部，(2)内部に区分する
９．防水	主として材料又は職種によって区分する。モルタル防水，シーリングを含む。	(1)外部，(2)内部に区分する
１０．石	主として材料又は職種によって区分する	(1)外部，(2)内部に区分する
１１．タイル	主として材料又は職種によって区分する	(1)外部，(2)内部に区分する
１２．木工	主として材料又は職種によって区分する（部位別又は部材別）	(1)部位別，(2)部材別に区分（選択肢）する
１３．屋根及びとい	主として材料又は職種によって区分する	(1)外部，(2)内部に区分する
１４．金属	主として材料又は職種によって区分する	(1)外部，(2)内部に区分する
１５．左官	主として材料又は職種によって区分する。吹付けを含む	(1)外部，(2)内部に区分する
１６．建具	主として材料又は職種によって区分する	(1)アルミニウム製建具，(2)鋼製建具，(3)鋼製軽量建具，(4)ステンレス製建具，(5)木製建具，(6)自動ドア開閉装置，(7)シャッター，(8)オーバーヘッドドア，(9)ガラスに区分する
１７．カーテンウォール	メタルカーテンウォール，P Cカーテンウォールに区分する。 （規模によりP Cカーテンウォールは既製コンクリート，メタルカーテンウォールは建具の科目で処理することができる） （カーテンウォールのガラスは建具等のガラスと区分する）	(1)メタルカーテンウォール，(2)P Cカーテンウォールに区分する。 （規模によりP Cカーテンウォールは既製コンクリート，メタルカーテンウォールは建具の科目で処理することができる）
１８．塗装	主として材料又は職種によって区分する	(1)外部，(2)内部に区分する
１９．内外装	主として材料又は職種によって区分する	(1)外部，(2)内部に区分する
２０．ユニット及びその他	ユニット製品・建築機器・造付家具類をユニットとみなして計上するもの及び他の科目に該当しないもの	(1)外部，(2)内部に区分する

表-3 細目の計上箇所

(1) 標準仕様書と標準書式・RIBCの違い

R I B C	名 称	標準仕様書	標準書式
地業	床下防湿層, 捨てコンクリート	地業	地業
鉄筋	溶接金網	鉄筋	鉄筋
防水	防水押さえ金物		防水
屋根及びとい	樋, ルーフドレイン	屋根及びとい	屋根及びとい
金属	彫り込みアンカー・あと施工アンカー	金属	金属
	軽量鉄骨天井(壁)下地, 同開口補強		
	金属成形板張り		
	(アルミニウム製)笠木		
	手すり, タラップ		
	サッシアンカー		
	階段滑り止め	ユニット	ユニット
	ピクチャーレール, カーテンレール	ユニット	ユニット
	カーテンボックス(金属製の場合)		
	床目地棒	ユニット	
	くつふきマット		ユニット
	ラス張り		
建具	アルミ面格子		
	トイレブース	ユニット	ユニット
内装	板	木	木
	フローリング, ボード張り	内装	内外装
	合板張り	内装	木
	フリーアクセスフロア	ユニット	内外装
ユニット	可動間仕切り(移動間仕切り)	ユニット	ユニット
	アコーディオンドア		ユニット
	鏡	ユニット	
	流し台		ユニット
	表示(室名札, ピクトグラフ, 案内板)	ユニット	ユニット
	誘導標識		ユニット
	黒板・ホワイトボード, 掲示板	ユニット	ユニット
	造り付け家具		ユニット
	ブラインド, ロールスクリーン	ユニット	ユニット
	煙突ライニング	ユニット	
	プレキャストコンクリート(手摺, 段板, ルーバー等)	ユニット	
	カーテンボックス(金属製でない場合)		ユニット

(2) 単価構成によるもの

既製コンクリート	A L Cパネルの開口補強, コンクリートブロックのまぐさ
防水	(プールの)シート防水の付属金物, 絶縁工法防水の脱気筒
屋根及びとい	折板葺きのタイトフレーム
	とい受け石, とい下タイル
ガラス	ガラス止めシーリング

第3編 建築工事単価の解説

第1章 単価の種類

単価は、次の順位で採用するものとする。

- ① 市場単価
- ② 標準単価
- ③ 物価資料の掲載価格
- ④ 専門業者の見積価格

1 歩掛り

歩掛りとは、工事目的物の単位施工(単位容積、単位面積等)に要する労務工数の意味で使われてきた。しかし現在では、単位当たり作業を行うための材料、労務を含んだものと解釈されている。

歩掛りを検討する場合、技能工としては平均的な能力を前提に考えていかなければならない。下請段階でも、総合的な調整や、現場指揮を担当する技能工も必要であり、また、着工前の打合わせの程度、施工要領書の作成、これらの点を考慮に入れ、歩掛りの構成を考えていかなければならない。

材料歩掛りについては、主材料のみではなく、副資材や消耗材料等についても考慮する必要がある。また、施工上必要とする数量を採用するため、材料のロスを含めなければならない。

歩掛りに含まれる「その他」は、下請け経費及び小器材の損耗費等であり、工種ごとに定められた率の中間値を採用する。

表-1 「その他」の標準

対象区分	標準
仮設	(労+雑)×(20~30%)
土工	(労+雑)×(20~30%)
地業	(労+雑)×(20~30%)
鉄筋	(労+雑)×(20~30%)
コンクリート	(労+雑)×(20~30%)
型枠	(材+労+雑)×(18~26%)
鉄骨	(労+雑)×(20~30%)
既製コンクリート	(材+労)×(15~23%) (材)にセメント、細骨材、鉄筋は含めない
防水	(材+労+雑)×(15~23%)
石	(労)×(16~24%)
タイル	(材+労)×(16~24%) (材)にセメント、細骨材は含めない
木工	(労)×(20~30%)
屋根及びとい	(材+労+雑)×(15~23%)
金属	(材+労)×(16~24%)

対象区分	標準
左官	(労)×(19~27%)
建具(取付け)	(労)×(16~24%)
建具(ガラス)	(材+労)×(15~23%)
塗装	(材+労+雑)×(18~26%)
内外装	(材+労+雑)×(15~23%) (材)にセメント、細骨材は含めない
仕上ユニット	(労)×(20~30%)
構内舗装	(材+労+雑)×(18~26%) (材)に普通コンクリート、砂利、セメント、細骨材は含めない
植栽(樹木費以外)	(材+労+雑)×(18~26%) (材)に芝を含む
植栽(樹木費)	(材)×(上記決定率×0.7) (材)に地被類を含む
撤去	(労+雑)×(20~30%)
外壁改修	(労)×(20~30%)
とりこわし	(労)×(20~30%)

(注)1. 改修工事においても上記表を適用する。

2. 表中(材)は「材料費」、(労)は「労務費」、(雑)は「運搬費、消耗材料費等」を示す。

3. 植栽の「その他」には枯補償、枯損処理を含むものとする。

4. 取外しの場合は、取外しを行う製品等に対応する工種の「その他」の率を適用する。

2 市場単価

市場単価は、建築施工単価（（一財）経済調査会発行）又は建築コスト情報（（一財）建設物価調査会発行）に掲載の「建築工事市場単価」の原則として平均値を採用する。ただし、これによりがたい場合は別途考慮する。また、市場単価は材料費、労務費、機械経費等によって構成されるが、その掲載条件が一部異なる場合の単価については、以下により補正して算定する。

① 補正市場単価

標準単価表市場単価に掲載の市場単価は、次の式により補正している。

補正市場単価A' = 市場単価A（物価資料に掲載された市場単価） × 算定式

算定式 = $a' \div a$

a' = 補正市場単価A'の細目工種に対応する歩掛りによる複合単価

a = 市場単価Aの細目工種に対応する歩掛りによる複合単価

注）算定式の値は、小数点以下第3位を四捨五入して小数点以下第2位とする。

② 時間外及び休日並びに深夜労働の割増補正

市場単価の細目工種において、割増賃金を見込む必要がある場合は、割増賃金に相当する割増率を算定し市場単価を補正する。

割増補正市場単価W' = 市場単価W（単価表に掲載された市場単価） × 算定式

算定式 = $w' \div w$

w' = 市場単価Wの細目工種に対応する歩掛りによる割増複合単価（複合単価+割増労務費）

w = 市場単価Wの細目工種に対応する歩掛りによる複合単価

③ 法定福利費相当額の補正

本来事業者が負担すべき法定福利費相当額を適切に反映するため市場単価の補正を新営の場合、改修の場合共に次の式により補正している。補正率は国の運用資料の表A-1の各細目の補正率とする。なお、法定福利費の反映状況に応じ、見直される場合がある。

【新営の場合】

基準単価 × 新営補正率 = 新営市場単価

【改修の場合】

基準単価 × 改修補正率 = 改修市場単価

3 物価資料の掲載価格

物価資料による場合は、積算資料（（一財）経済調査会発行）又は建設物価（（一財）建設物価調査会発行）等の掲載価格の原則として平均値を採用する。ただし、これによりがたい場合は別途考慮する。

調査条件や単価の種類（公表価格等）を勘案して設定する。公表価格とは、メーカーが発表している定価のこと。

物価資料の掲載された市場単価以外の材工単価（以下「掲載材工単価」という。）を採用する場合は、本来事業者が負担すべき法定福利費相当額を適切に反映するため次の式により単価を補正すること。補正率は国の運用資料の表A-1の各細目の補正率とする。なお、法定福利費の反映状況に応じ、見直される場合がある。

【新営の場合】

掲載材工単価 × 新営補正率 = 新営補正単価

【改修の場合】

掲載材工単価 × 改修補正率 = 改修補正単価

端数処理は、有効上位3桁とする。ただし、千円未満の場合は十円単位、百円未満の場合は一円単位、一円未満の場合は小数点以下第2位とする。（端数処理を行う場合は、四捨五入とする。）

表A-1 建築単価補正率

(平成30年3月版)

工 種	摘 要	新営補正率	改修補正率
仮 設 工 事		1.01	1.01
土 工 事		1.01	1.01
地 業 工 事		1.01	1.01
鉄 筋 工 事		1.01	1.01
コ ン ク リ ー ト 工 事		1.01	1.01
型 枠 工 事		1.01	1.01
鉄 骨 工 事		1.01	1.01
既 製 コ ン ク リ ー ト		1.01	1.09
防 水 工 事		1.01	1.07
防 水 工 事 (シ ー リ ン グ)		1.01	1.13
石 工 事		1.01	1.08
タ イ ル 工 事		1.01	1.11
木 工 事		1.01	1.08
屋 根 及 び と い		1.01	1.08
金 属 工 事		1.01	1.08
左 官 工 事 (仕 上 塗 材 仕 上)		1.01	1.01
左 官 工 事 (仕 上 塗 材 仕 上 以 外)		1.01	1.14
建 具 (ガ ラ ス)		1.01	1.09
建 具 (シ ー リ ン グ)		1.01	1.15
塗 装 工 事		1.01	1.14
内 外 装 工 事		1.01	1.12
内 外 装 工 事 (ビ ニ ル 系 床 材)		1.01	1.08
ユ ニ ッ ト そ の 他		1.01	1.05
排 水 工 事		1.01	1.01
舗 装 工 事		1.01	1.01
植 栽 及 び 屋 上 緑 化		1.01	1.01

4 見積りによる単価

市場単価及び物価資料に掲載のない単価について、見積りを徴取する場合は下記の事項に留意して行う。

① 見積り条件の整理等

- 1) 見積り条件を確認する。(工法、見積りの範囲など)

(例)別途工事はないか、解体工事における解体工法・安全誘導員、家具における塗装費等

- 2) 現場渡し価格とする。ただし、離島、へき地等で特殊な条件にある場合は、運搬費を別途考慮する。
- 3) 複合単価に用いる場合は、ロスは数量に含むのが原則であるので、材料価格にはロスを含まないこと。
- 4) 杭工事など変更が予想されるものは、設計変更に対応できる内容、数量等で徴取し、一式計上など根拠の不明瞭なものは避ける。
- 5) 一般工事の積算にあたって、専門工事業者から見積りを徴取する場合は、諸経費（法定福利費を含む）を含んだ金額を単価として採用する。
- 6) 見積内訳書には、工事費、諸経費、事業主が負担すべき法定福利費をそれぞれ明示する。製品価格の見積り等で、法定福利費の明示が困難な場合は、金額に法定福利費が含まれている旨を明示すること。

【法定福利費とは】

雇用保険法、健康保険法、介護保険法及び厚生年金保険法に規定されている事業主が負担する福利費をいう。なお、製品製造工場の労働者の法定福利費は、製品価格に含むものとする。

- 7) 消費税が含まれている場合は、これを差し引くこと。

② 見積りの徴取

- 1) 見積り徴取の際は必要に応じてヒアリング等を行い、市中における取引状況等（実勢価格帯）を確認する。なお、見積り依頼先は複数とし、見積り内容が適切なことを確認の上、原則として最安値の見積書を基に実勢価格帯、類似の取引価格、数量の多寡及び施工条件等を勘案して単価及び価格を決定する。
- 2) 見積書は、工事名、見積り年月日、見積り有効期間、受渡場所、見積り仕様、見積り金額等を確認する。

③ 見積りの査定及び比較表の作成

内容、数量、規模等を十分考慮し、元請業者と下請業者間の取引の実勢の把握に努め、実勢にあった価格を採用する。

- 1) 原則として最低価格を参考とする。採用方式は、トータル方式(総合で最低価格を採用)とチドリ方式(個別で最低価格を採用)とがあるが、基本的にはトータル方式を採用する。
[例] 基本的にトータル方式を採用するのは単一業者のみで施工することが一般的な場合と考えられ、事例として、次のような工事がある。
鋼製建具、木製建具、鉄骨工事、サイン工事、金属工事等
- 2) 最低見積り価格とその直上見積り価格の差が大きな場合は、十分精査のうえ、実勢にあった価格を採用する。

5 工事量が僅少の場合等の取り扱い

工事量が僅少の場合、工事場所が点在する場合及び工程上連続作業が困難な場合等の単価及び価格については、施工に最低限必要な単位の材料、労務、機械器具等の費用を現場の実情に応じて積

算する。（見積もりを活用するなど）

○工事量が僅少な場合の目安

- ・1工事のコンクリート設計数量が10m³程度を超えないもの
- ・1工事の鉄筋の所要数量が1t程度を超えないもの

6 設計変更時の積算に関する取り扱い

設計変更時の積算において、当初設計の工事内訳書に対応する種目がない場合の単価及び価格は、監督員の指示又は承諾した時点の単価及び価格とする。ただし、価格水準に著しい変化が認められる場合は、科目の追加についても監督員の指示又は承諾した時点の単価及び価格とする。

7 同一敷地内において別途発注される工事の取り扱い

既発注工事の同一敷地又は近接した敷地において、競争入札により別途発注される工事については、当該敷地で現に施工中の請負業者が競争入札に参加する場合においても、新規の工事として積算する。

8 離島等における取り扱い

離島等における工事の積算にあたっては、材料・労務の調達、プラント・機械器具の有無及び運搬方法等についての特殊事情を調査・検討し、実情に応じて積算する。

第2章 標準単価

財政局技術監理課で作成する標準単価表は、基本的に国土交通省大臣官房官庁営繕部「公共建築工事積算基準」（以下『基準』という。）に基づいている。本章は、標準単価表の解説として、『基準』及び『基準』の解説をまとめた「(平成27年基準)公共建築工事積算基準の解説」（以下『解説』という。）をもとに、特に重要と思われる部分を抜粋している他、基準、解説に記載がないため市独自の取り扱いを定めた内容等についてまとめている。

標準単価表の内容について、本章に記載がないものは、『基準』，『解説』，国土交通省ホームページ※1 による。

※1 国土交通省HP > 政策・仕事 > 官庁営繕 > 官庁営繕の関係法令及び技術基準
(http://www.mlit.go.jp/gobuild/kijun_index.htm)

(その他 参考文献)

- ① 『公共建築工事標準仕様書(平成28年版)』 略 『標仕』
- ② 『公共建築改修工事標準仕様書(平成28年版)』 略 『改修標仕』
- ③ 一般財団法人建築コスト管理システム研究所(略: コスト研)発行図書など
 - 1) 『建築工事積算[土木・地業編]講習会テキスト』
 - 2) Q&A/「公共建築工事積算基準の解説(建築工事編)講習会質疑応答」，「建築数量積算基準・同解説講習会質疑応答等」(<http://www.ribc.or.jp/>)
 - 3) 改訂版－公共建築工事積算基準に基づく－「公共建築改修工事の積算マニュアル」

第1節 総則

1 複合単価の構成

(1) 標準単価使用上の基本的事項

標準単価には、施工単価・合成単価・材料単価・労務単価の4種類がある。共通コードの前に「施工」とあるものは、材料費と労務費を含む施工単価である。

(2) 単価表の注意事項歩掛り

備考欄に「施工 B0-*****」や「施工 B1-*****」などがあるが、B0は、コスト研から提供された名称のコードであり、B1は、福岡市が独自に作成した名称のコードである。(ただし、福岡市独自の歩掛りにはB0のものとB1のものがある。)

(3) 歩掛り

- | | | |
|-----------------------|---|--------|
| 「公共建築工事標準歩掛り」 | 略 | 標準歩掛り |
| 「公共建築工事積算研究会参考歩掛り」 | 略 | 参考歩掛り |
| 「営繕積算システム等開発利用協議会歩掛り」 | 略 | 協議会歩掛り |

※協議会歩掛りとは、公共建築工事を発注する際の積算業務を適切に運用するために、営繕積算システム等開発利用協議会の営繕積算検討部会、並びにブロック連絡協議会において検討された標準歩掛りの補足的資料としてとりまとめたもの。

2 「建築工事標準詳細図」の活用

下記の単価については、国土交通省大臣官房官庁営繕部「建築工事標準詳細図」（平成28年版）が国土交通省HPに記載されている。

http://www.mlit.go.jp/gobuild/gobuild_tk2_000017.html

名 称	備 考	単 位	標準詳細図
トラフふた	しま鋼板, 鋼板	m	1-21-1～6
丸環	ステンレス	個	
タラップ(足掛け)	ステンレス 標準詳細図8-31-1	ヶ所	8-31-1
タラップ(梯子型上部)	ステンレス 標準詳細図8-31-2 1.5m	ヶ所	8-31-2
タラップ(梯子型)	ステンレス 標準詳細図8-31-2	m	8-31-2
誘導用床材・注意喚起用床材			1-01
アスファルト舗装	A-〇-〇	m2	9-21
L型側溝	〇-〇-〇	m2	

第2節 共通仮設

1 適用

一般に、仮設は、受注者の任意とされるものであるため、本節では、各工事種目に共通して必要とされる共通仮設、工事種目ごとに必要とされる直接仮設のうち、通常必要とされる一般的なものについて適用する。

なお、工事種目ごとの工事科目で単独に必要とされる専用仮設は、それぞれの節で扱う。

表2-1

種 類	説 明	例 示	
共通仮設	複数の工事種目に共通して必要とする仮設	共通的な工事用機械器具(揚重機械器具等)に要する費用 仮囲い、仮設鉄板敷き	
直接仮設	各工事種目ごとに必要とする仮設	遣方、墨出し、養生、整理清掃後片付け、足場、災害防止、(海上)運搬等	
専用仮設	各工事種目の工事科目で単独に必要とする仮設	土工・地業	排水施設、作業路盤(乗入れ構台)、山留め、試験調査(載荷試験、地耐力試験)
		鉄筋	基礎梁筋受け台
		コンクリート	コンクリート足場、暑中(寒中)コンクリート養生
		鉄骨	鉄骨足場

2 仮設計画

仮設計画は、敷地の状況等を的確に把握し、施工性、安全性及び経済性などを考慮するとともに、第三者及び現場労働者等の安全性の確保並びに災害防止に関する関係法令に十分な配慮が必要である。また、積算上の仮設と実際に施工する仮設が異なる場合もあるが、仮設が一般には受注者がその責任において定めることのできる任意仮設であるため、契約図書に仮設内容・条件等が明示される指定仮設以外は設計変更の対象としない。

3 積み上げによる共通仮設費及び現場管理費

共通仮設費及び現場管理費は、「第2編第2章共通費等の算定」で述べたように、率に含まれる項目と積み上げによる項目がある。

共通仮設費

(1) 準備費

① 仮設用借地料（駐車場を含む）

・資材置場（ストックヤード）・荷卸し時等の駐車スペース・仮設建物のスペース等、敷地内に必要なスペースを確保できない場合で借地・道路占有等が必要な場合は設計図書に条件明示する。なお、現場管理費を算定する率に作業員の通勤費が含まれるため、作業員の通勤のための駐車場借り上げ費用として単独計上はしない。

② 近隣調査費

③ 設計図書に明示された既存施設内の家具、什器、機器等の移動・復旧に関する費用、公設物などの移動復旧

(2) 工事施設費

① 仮囲い ……第三者に対する災害の防止、現場の管理面などから設置するもの。

・設計図書に仮囲いやゲート等の構造、工法、施工範囲等を記載して条件明示する（設計変更の対象）ことや積み上げの共通仮設費の細目別内訳書に数量等（規格、仕様、長さ）を明記するなど、わかりやすい明示となるようにする。【国の『営繕積算方式』活用マニュアル参照】

② 仮設鉄板敷き ……工事車両・建設機械等の足元回りの養生などのために設置するもの。

(3) 環境安全費

① 安全管理・合図等の要員に要する費用

② 機械警備に要する費用

③ 交通誘導員

・現場説明書に交通誘導警備員の区分ごとに配置延べ人数を記載して条件明示する（設計変更の対象）ことや積み上げの共通仮設費の細目別内訳書に数量（延べ人数）を明記するなど、わかりやすい明示となるようにする。【国の『営繕積算方式』活用マニュアル参照】

・共通仮設費に積み上げ計上し、計上方法は、下記の「日額計算」又は、「月額計算」により算定する。

・労務費は、標準単価表の「交通誘導警備員A」又は「交通誘導警備員B」を使用する。

警備業法の改正（平成17年11月施行）に伴い、高速自動車国道、自動車専用道路又は福岡県公安委員会が必要と認める道路（平成19年1月5日福岡県公安委員会告示1号）等については、「交通誘導警備員A」1人を、それ以外の場合は「交通誘導警備員B」を計上するものとする。

職 種	定 義 ・ 作 業 内 容
交通誘導警備員A	警備業者の警備員（警備業法第2条第4項に規定する警備員をいう。）で、交通誘導警備業務（警備員等の検定等に関する規則第1条第4号に規定する交通誘導警備業務をいう。）に従事する交通誘導警備業務に係る一級検定合格警備員又は二級検定合格警備員
交通誘導警備員B	警備業者の警備員で、交通誘導警備員A以外の交通誘導に従事するもの

【算定方法】

1) 日額計算で計上する場合

延べ人数(人日)×交通誘導警備員日額(円/人日)+下請け経費(※2)

2) 月額計算で計上する場合

延べ月数(人月)×交通誘導警備員認定月額(円/人月)(※1) +下請け経費(※2)

※1 認定月額単価の算出(週40時間勤務を標準とする)

交通誘導警備員認定月額=平均月間作業日数×交通誘導警備員日額

年間作業不能日数 135日

平均月間作業日数 (365日-135日)÷12ヶ月≒19日

※2 下請け経費は、(労)×25%(仮設工事の「その他」の率の中間値) を適用

(4) 動力用水光熱費

新営工事の場合は、施工場所が一般的な市街地の場合の引込費用及び使用料は「率」に含まれているが、施工場所近くに水道や電力が整備されていない場合に計上する。改修工事の場合は既存施設からの引き込みが可能であるため、主にメータ設置費と使用料が「率」に含まれている。

(5) 機械器具費

① 揚重機械器具に要する費用

共通仮設の揚重機械は、現場状況に応じた揚重能力及び吊上げ高さ等を十分考慮する。また、施工区分及び施工手順に合わせた回数を検討し適切に計上する。

(算出例)

施工手順に本館用「トラッククレーン〇t・〇m」×2回、別館用「トラッククレーン〇t・〇m」×2回等の記載があった場合は、揚重機械運搬費等を各々2回計上するなど関連する費用を適切に計上する。

② 資材等の揚重について機械揚重ができない場合は、人力による小運搬等を状況に応じて適切に計上する。

(算出例)

資材等の重量が〇〇kg以上の場合、人力による小運搬(垂直運搬)の「基準単価」を作成し、「基準単価×重量×重量による割増率」等で算出する。なお「基準単価」による算出が困難な場合は、見積等により算出し適切に計上する。

(6) その他品質管理試験に要する費用

コンクリートの圧縮試験費、鉄筋の圧接試験費(引張り試験及び超音波探傷試験)は「率」に含まれているため、それ以外の試験に要する費用について、必要に応じて積み上げにより算定する。

代表的なものを以下に挙げる。

- ① 化学物質の濃度測定
- ② アスベスト粉じん濃度測定
- ③ 分析によるアスベスト含有建材の調査
- ④ 六価クロム溶出試験費
- ⑤ コンクリートの単位水量測定費
- ⑥ PCB含有シーリング材の調査
- ⑦ 路床土の支持力比（C B R）試験
- ⑧ 現場C B R試験
- ⑨ 上記に類する設計図書に明記された各種試験費

※鉄骨の溶接部試験(超音波探傷試験など)など現場での作業や試験を行うものは、直接工事費(鉄骨工事等)で計上する。

現場管理費

(1) イメージアップ費用

設計図書の特記によるイメージアップ費用のうち、現場管理費に分類されるものを計上する。

(2) 従業員給料手当及び労務管理費

① 条件明示された連絡用要員等の費用(現場雇用労働者の給与等)

② 離島の交通費の算定

- ・適用する離島は、玄界島、小呂島及び能古島に限る。
- ・必要職工の人数分の往復交通費を計上する。
- ・工種毎に人工を積み上げて総人工を求め、必要に応じて補正した延べ人数を算定する。
- ・定期便往復運賃を算定した述べ人数に乗じて交通費とする。
- ・能古島については市の定期船を使用するものとし、交通費を計上する。

③ 宿泊費

- ・適用する離島は、玄界島と小呂島に限る。
- ・必要職工の宿泊費を計上する。
- ・工種毎に人工を積み上げて総人工を求め、必要に応じて補正した延べ人数を算定する。
- ・1人工あたりの1泊の宿泊料は、福岡市職員に支給される旅費の基準宿泊料(「職員等旅費支給条例」第17条及び別表第1の3等級の「宿泊料」を適用)より、夜食・朝食料相当額(同条例第18条及び別表第1の「食卓料」を適用)を差し引いた額とすることができる。

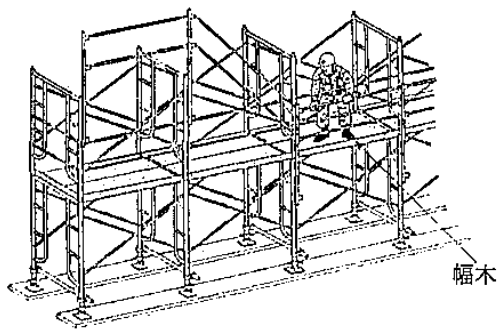
第3節 直接仮設

1 直接仮設の目的及び数量

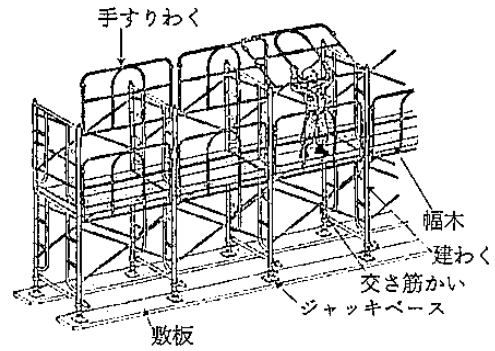
表3-1

項目	仮設目的	数量	
遣方	配置図により建物の通り芯、高さ等の基準を示すもの	<ul style="list-style-type: none"> ・建築面積(建㎡)とする ・ドライエリアなど1階床面積に含まれない地下部分がある場合は、地下部分の水平投影面積を含めた面積とする ・特に小規模なものについては、建築面積によらず必要な遣方(建物の四隅、中間)を箇所数としても良い 	
墨出し 養生 整理清掃後片け	<ul style="list-style-type: none"> ・躯体、仕上、設備各工事を施工するために、床、柱、壁に通り芯及び高さの基準を示すことで、躯体断面、仕上取付、設備機器等の据付の基準となる親墨までをいう ・躯体、仕上げ等の施工済みの各種工事が次工程又は竣工までの破損、汚れ等を防ぐための養生をいい、通路等共通スペースの養生も含む ・屋内及び屋上の片付け清掃をいう 	<ul style="list-style-type: none"> ・延床面積(延㎡)とする ・ドライエリア、ベランダ等の延床面積に含まれない部分についても、区分して別途計上する 	
地足場	基礎工事のために設置されるもので、一般に単管パイプと足場板による組み立て足場で作業通路を兼ねている 基礎根切りが浅い(1.5m程度)場合は、省略する場合もある	<ul style="list-style-type: none"> ・建築面積(建㎡)とする ・ドライエリアなど1階床面積に含まれない地下部分がある場合は、地下部分の水平投影面積を含めた面積とする 	
外部足場	<ul style="list-style-type: none"> ① 枠組本足場…特殊建物などの場合を除き、手すり先行方式を標準とする。建枠などは、表3-2を参考にする ② 単管本足場…建物と敷地境界が接近し足場の架設スペースが狭隘な場合 ③ 単管一本足場…取り壊し等の敷地周囲のシート張りの骨組みに使用する ④ 登り栈橋…作業員の昇降用 	<p>掛㎡=水平長さ(m)×外壁上部(パラペット)高さ(m) 水平長さは、下記による 本足場…外壁面から1m離れた周長 一本・抱足場…外壁面から0.5m離れた周長 登り栈橋(m)…単管本足場の場合に計上する =外部足場高さ(m)×2×設置箇所数</p> <p>外部足場上部の安全手すり(m)=水平長さ(m)</p>	
内部 躯体 足場	鉄筋・型枠足場	鉄筋及び型枠組立てのために必要な足場(表3-3参照)	階高に応じて区分し、設置される床面積とする なお、階高が高い(階高5.0m以上)場合は、躯体支保工との兼用を考慮している
	躯体支保工	階高が高い場合に床版、梁等を支えるために設置される棚状の足場(表3-3参照)	階高5.0m以上の部分については、表3-7に示す階高に応じた床面積とする
内部仕上足場	<ul style="list-style-type: none"> ・一般的な壁及び天井仕上げのために必要な足場で、階高による区分を表3-4に示す ・階段室、EVシャフト等の足場は、単管パイプと足場板による足場を標準とし、一般の内部仕上足場と区別する 	<ul style="list-style-type: none"> ・設置される床面積とする ・階段、シャフト内部、階高の高い場合に設置される枠組棚足場(表3-8)、簡易型移動式足場(ローリングタワー)(表3-9)などは、一般の脚立足場と区分し、各々の足場毎に設置される床面積を数量とする 	
災害 防 止	養生シート張り、防音養生、金網張り(垂直張り)等	表3-5、表3-6を参照のこと	・外部足場の掛面積(掛㎡)とする
	金網張り(水平張り)及び安全ネット張り(水平張り)		・鉄骨造、鉄骨鉄筋コンクリート造については、10m以内の高さごとに設置し、各階ごとの水平掛面積(掛㎡)とする
	小幅ネット		・各階ごとに設置し、層間塞ぎの掛け長さ(掛m)とする
養生防護棚			・必要に応じた直線部の掛け長さ(掛m)とコーナー部の数(箇所)とする

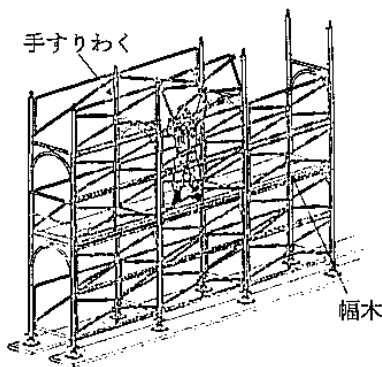
2 足場等の構造、使用区分



① 先行手すり先送り方式



② 先行手すり据置き方式



③ 先行手すり専用足場

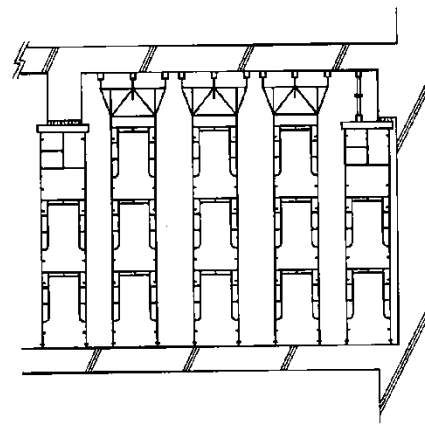


図 手すり先行方式による外部足場

図 躯体支保工

表3-2 外部足場(枠組本足場【手すり先行方式】)設置基準

建 枠	1,200枠	900枠	600枠
板付布枠	500布枠×2枚	500+240布枠	500布枠×1枚
新築工事	RC造6階建以上 外壁タイル等	RC造5階建以下 外壁タイル等	RC造平屋建 外壁吹付け仕上げ程度
		RC造2階建以上 外壁吹付け仕上げ程度	S造平屋建 外壁パネル・スレート張
		S造2階建以上 外壁パネル・スレート張	地下階外壁部
改修工事	外壁改修3階建以上 (タイル, モルタルはつり補修程度)	外壁改修3階建以上 (吹付け, ピンニング程度)	外壁改修2階建以下 (吹付け, ピンニング程度)
		外壁改修2階建以下 (タイル, モルタルはつり補修程度)	防水改修等で昇降用 に設置する足場

(注) 階高は、4 m程度とする。建枠及び板付布枠の寸法単位はmm。

表3-3 内部躯体足場

名称	階高	構造	備考
鉄筋・型枠足場	4.0m以下	鋼製脚立	
	4.0m超 5.0m未満	枠組足場	型枠のパイプサポートは、補助サポートの継ぎ足しとし、その費用は型枠単価に含む。
躯体支保工	5.0m以上	枠組足場 (躯体荷重に対応した構造とする)	設置高さは、階高からパイプサポート長(4.0m)を差し引いた高さとし、枠組足場の段数により費用区分する。 鉄筋・型枠足場を含む。

表3-4 内部仕上足場

名称	階高	構造	備考
脚立足場	4.0m以下	足場架台	鋼製脚立又は足場架台及び足場板の鋼製による足場を標準とする
枠組棚足場	4.0m超	枠組足場	設置高さは、階高から作業スペースを差し引いた高さとし、枠組足場の段数により費用区分する
簡易型移動式足場	4.0m超	ローリングタワー	設置高さは、階高から作業スペースを差し引いた高さとし、ローリングタワーの段数により費用区分する

表3-5 災害防止

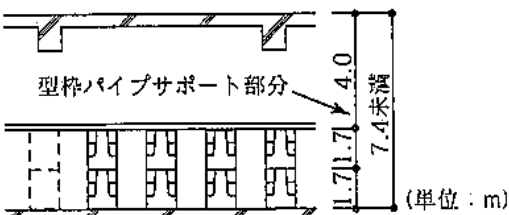
名称	単位	規格	使用区分	備考
金網張り	㎡	亀甲金網 16mm目	(垂直張り) 足場面の落下防止	
			(水平張り) 鉄骨工事の作業員の墜落防止及びその他の落下防止	
金網式養生枠	㎡	鋼製850×1,850mm	足場面の落下防止	特記による
安全ネット張り	㎡	ラッセル網15mm目 防災タイプ	(水平張り) 鉄骨工事の作業員の墜落防止及びその他の落下防止	鉄骨工事用は防災タイプとする
		ラッセル網		
養生シート	㎡	JIS 1類	落下防止用の他、工事中の目隠し及び塗料、吹付材、粉じんの飛散防止用	強風等に対する管理が難しい
		JIS 2類 (金網張り併用)		
ネット状養生シート	㎡	JIS 1類	金網式養生枠の代わりとして使用可	塗料、吹付材、粉じんの飛散防止用には使用不可
		JIS 2類	養生シート2類と同じ使用方法	
		JIS 2類 (塗装飛散防止用)	塗装、左官工事の吹付け等の外装吹付け養生専用	
小幅ネット	m	ラッセル網15mm目 防災タイプ	作業員の墜落防止及びその他の落下防止	足場と躯体面間隔が0.3m以上の場合に設置する

表3-6 養生防護棚

名称	単位	工事内容	工事部分の高さ(地盤面より)による設置箇所	備考
枠組本足場用 (直線部)	m	一般新築工事 はつり除却、外壁の修繕工事	10m以上 1段以上	
枠組本足場用 (コーナー部)	箇所		20m以上 2段以上 危害防止上必要な場合は高さに関係なく設置	

(注) 建設工事公衆災害防止対策要綱(建築工事編) (平成5年1月12日建設省経建発第1号):第28防護棚 参照。

表3-7 躯体支保工

階高 (m)	支保工	備 考
5.0～5.7未満	枠組 1段	<p>(階高5.7～7.4m未満)</p>  <p>(単位：m)</p>
5.7～7.4未満	枠組 2段	
7.4～9.1未満	枠組 3段	
9.1～10.8未満	枠組 4段	
10.8～12.5未満	枠組 5組	

(注) 枠組の1段の高さは1.7mとする。

表3-8 枠組棚足場

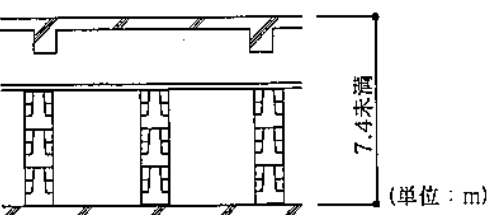
階高 (m)	枠組棚足場	備 考
4.0～5.7未満	枠組 2段	<p>(階高5.7～7.4m未満)</p>  <p>(単位：m)</p>
5.7～7.4未満	枠組 3段	
7.4～9.1未満	枠組 4段	
9.1～10.8未満	枠組 5段	
10.8～12.5未満	枠組 6組	

表3-9 簡易型移動式足場

階高 (m)	簡易型移動式足場	備 考
4.0～5.0未満	ローリングタワー 2段	
5.0～5.7未満	ローリングタワー 3段	
5.7～7.4未満	ローリングタワー 4段	
7.4～9.1未満	ローリングタワー 5組	

3 仮設資材の損料及び歩掛り

(1) 損料及び設計供用日数

① 仮設資材の賃料、損料の価格算定

仮設資材の賃料は、物価資料による仮設資材賃料により、「基本料＋日額賃料×設計供用日数＋修理費」とする。ただし、架設期間が30未満の場合は、30日分の賃料とする。

なお、内部仕上足場の数量は、設置範囲の床面積（延面積）としているが、平家建を除き他階へ繰り返しての転用が一般的であり、実際の搬入予定量は掛け面積より少なくなるため、仮設資材賃料の基本料に表3-10の転用率を用いて転用階数（足場を転用しながら設置する建物の延べ階数）による補正を行う。ただし、平家建は、全数量を搬入するものとし、補正は行わない。また、内部躯体足場（鉄筋・型枠足場 階高4.0m以下）は内部仕上足場への転用を考慮し、仮設資材賃料の基本料は計上しない。

修理費（リース材の返還時に必要な警備な補修費用）は、「基本料＋日額賃料×設計供用日数」×5%とする。

表3-10 転用率

転用階数	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14
転用率	1.0	0.8	0.64	0.5	0.4	0.33	0.29	0.25	0.22	0.2	0.18	0.17	0.15	0.14

注) 1. 11階以上は公共住宅建築工事積算基準による,

② 外部足場の存置期間

表3-11に示す足場平均存置日数は、建物(RC造・SRC造、建築面積750㎡程度)の各階ごとに設置される足場の存置日数を合計し、平均した日数としているため、建築面積の大小による補正が必要であり、建築面積による補正係数を表3-12に示す。

S造については、工程計画を設計段階で検討し算定する。

表3-11 足場平均存置日数

(単位：日)

階数(N)	足場平均存置日数		
	躯体、仕上の一括の場合	分割の場合	
		躯体まで	サッシ取付迄
1	98	54	70
2	124	72	92
3	150	90	114
4	176	108	136
5	202	126	158
6	228	144	180
7	254	162	202
8	280	180	224
9	353	250	310
10	384	273	338
11	415	296	366
算定式(RC造)	26N+72	18N+36	22N+48
算定式(SRC造)	31N+74	23N+43	28N+58

表3-12 建築面積の大小による補正係数

建築面積(㎡)	対象範囲(㎡)	補正係数
300	~375未満	0.90
450	375~575未満	0.95
750	575~925未満	1.00
1,000	925~1,250未満	1.05
1,500	1,250~1,875未満	1.10
2,000	1,875~2,500未満	1.20
3,000	2,500~3,750程度	1.30

注) 1. Nは階数を示す。

- 特殊な建物等(階高が著しく高く、コンクリート打設が2回以上になる等)の場合は、別途考慮する。
- 9階以上は、鉄骨鉄筋コンクリート造の算定式で計算した日数を表示している。

足場の平均存置日数は、建物の立面計上によりすべての足場の平均存置日数が同一日数とならない場合もあるので、それぞれの立面で施工の実態を勘案して存置日数を考慮する。

例として、下図の足場の平均存置日数の算定を以下に示す。

外部足場A(低層部)：解体時期が同一と想定される場合はB部の日数とする。

外部足場B(高層部)：B部の階数による日数を標準とする。

外部足場C(高層部)：C部の階数による日数を標準とする。

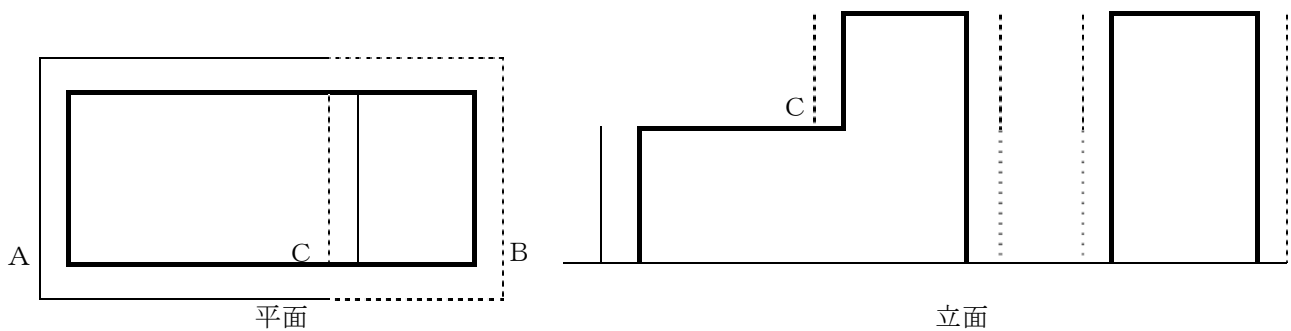


図 外部足場の架設例

② 内部（躯体・仕上）足場の存置期間

内部足場の存置日数（標準設計供用日数）は、「標準単価積算基準」表A1-1-19～27注意書きに示す日数を標準とし、表3-13に示す。

なお、特殊な内装仕上などについては、工事工程表を考慮して算定する。

表3-13 内部足場の標準設計供用日数

（単位：日）

	階高が○m超	—	4.0	5.0	5.7	7.4	9.1	10.8	備考
	階高が○m未満								
	階高が○m未満	4.0以下	5.0	5.7	7.4	9.1	10.8	12.5	
内部躯体足場(鉄筋・型枠足場)		20※	20※	38	43	43	47	47	表A1-1-19,22
内部躯体足場(躯体支保工)		—	20※	38	43	43	47	47	表A1-1-22
内部仕上足場(階高4.0m以下 脚立足場)		20※	—	—	—	—	—	—	表A1-1-20
内部仕上足場(階高4.0m超 枠組棚足場)		—	25※	25※	25※	26※	26※	27※	表A1-1-24
内部仕上足場(階高4.0m超 簡易型移動式足場)					30				表A1-1-25
内部階段仕上足場					30				表A1-1-26
シャフト内部足場					30				表A1-1-27

※平家建の場合の設計供用日数は、30日とする。

③ 災害防止の存置期間

外部足場等に架設される金網、養生シート等の存置期間は、足場の平均存置日数から10日程度を減じた日数を標準とし、階数ごとの平均存置日数を表3-14に示す。

また、特殊な建物の外壁、改修工事などについては工程計画を設計段階で検討し算定する。

表3-14 災害防止の平均存置日数

階数	1	2	3	4	5	6	7	8
平均存置日数	—	94	116	138	160	182	204	226

注) 平家建については、足場の平均存置日数の82日による。

④ 仮設材の運搬

仮設材の運搬費は、「標準単価積算基準」別表A1-1-33-1～14により、運搬車種はトラック4t積で、運搬距離は30km程度（片道）を標準としている。ただし、現場が山間へき地

等の場合は、実情に応じた運搬距離とする。

トラック 2 t, 4 t, 6 t, 8 t 積の仮設材の積載量を表3-15に示す。

表3-15 仮設材積載量（抜粋）

名称	摘要	単位質量 (kg)	単位	運搬車種			
				2t積	4t積	6t積	8t積
枠組本足場 (手すり先行方式)	1,200枠 (500枚布×2枚)	24.0	m ²	77	155	232	310
	900枠 (500+240布枠)	21.0	m ²	88	176	264	352
	600枠 (500布枠)	18.0	m ²	103	206	309	412
安全手すり (手すり先行方式)	枠組	5.0	m	400	800	1,200	1,600
単管一本足場		5.0	m ²	400	800	1,200	1,600
脚立足場	4.0m以下	7.0	m ²	286	571	857	1,143
簡易型移動式足場	4.0m超5.0m未満	5.0	m ²	400	800	1,200	1,600
躯体支保工	5.0m以上5.7m未満	37.0	m ²	49	98	147	196
養生防護棚	枠組	57.0	m	35	70	105	140
シート・ネット類		0.7	m ²	2,875	5,714	8,571	11,429
小 幅 ネット		2.0	m	1,000	2,000	3,000	4,000

トラックの積載量は、積載の空隙等を考慮して、積載効率70%を標準としているため、表3-15の仮設材の積載量に積載効率を乗じる。

【計算例】

枠組本足場（手すり先行方式） 900枠のトラック 4 t 積による積載量の場合

$$176\text{m}^2/\text{台} \times 0.7 \doteq 123\text{m}^2/\text{台} \rightarrow 0.0081\text{台}/\text{m}^2 \text{ (片道)}$$

$$0.0081\text{台}/\text{m}^2 \times 2 \text{ (往復)} \div 2 \text{ (往復/日)} \doteq 0.0081 \cdot \text{台}/\text{m}^2$$

仮設材の運搬数量は、一般的に全数量とするが繰り返し転用して使用する脚立足場については、表3-16の建物階数による低減を行う。

また、脚立足場は、内部躯体足場（鉄筋・型枠足場）と内部仕上足場が兼用できるため、数量は内部仕上足場面積を対象とする。

表3-16 脚立足場の建物階数による搬入、搬出量率

階数	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14
搬入、搬出量等	1.0	0.8	0.64	0.5	0.4	0.33	0.29	0.25	0.22	0.2	0.18	0.17	0.15	0.14

注) 1. 11階以上は公共住宅建築工事積算基準による、

(2) 歩掛りについての留意事項

① 用語の定義

小規模・複雑……建築面積(建m²)においては概ね150m²未満、延面積(延m²)においては300m²未満の建物の場合

一 一般……上記以外の場合

※複雑とは、小部屋が多い建物等をいう。

※なお、一般棟と小規模棟を同時発注する場合は、すべて一般棟とする。

② 単価の補正

遣方、墨出し及び養生・整理清掃後片付けの建物構造による単価補正は、表3-17により、墨出し及び養生・整理清掃後片付けの地下階及び付帯部分に使用する単価補正は、表3-18による。また、工事を分割して発注する場合、遣方、墨出し及び養生・整理清掃後片付けの分割割合は、表3-19を標準とする。

表3-17 遣方、墨出し及び養生・整理清掃の建物構造による単価補正率

名 称	S造		RC造・SRC造	
	地上階	地上階	地下階	
遣方	100%	100%	100%	
墨出し	80%	100%	110%	
養生	80%	100%	110%	
整理清掃後片付け	80%	100%	110%	

表3-18 墨出し及び養生・整理清掃の付帯部分に使用する単価補正

名 称	一般	複雑	小規模
地下階	110%	110%	110%
ドライエリア, ピロティ, 大規模ピット	80%	80%	80%(大規模ピットを除く)
外部階段, 吹抜け(柱・梁有)	70%	70%	70%
バルコニー, 外部廊下, 吹抜け(その他), ピット	50%	50%	50%

注)1. 実状に応じて、隅遣り方、平遣り方等を組合わせて単価の算出を行う。

表3-19 遣方、墨出し及び養生・整理清掃の建物構造の分割割合

名 称	一括発注	分割割合	
		躯体まで	躯体・建具・外装まで
遣方	100 %	100 %	100 %
墨出し	100 %	40 %	50 %
養生	100 %	40 %	40 %
整理清掃後片付け	100 %	40 %	40 %

注)1. 分割した工事を合わせると、合計が100%を超えないようにする。

4 海上運搬

離島において、現地調達できない材料(見積りで現地渡しのものを除く)及び機器等については、海上輸送費を運搬費として直接工事費に計上する。

1) 積算条件

- ・ 出発港までの運搬は、それぞれの単価に含むものとする。
- ・ 到着港より現場までの運搬は、小運搬又は貨物自動車等によるものとする。
- ・ 船舶への積み卸し費は、別途計上する。

2) 運搬距離

能古島 (姪ノ浜より能古港まで)	2.5km
玄界島 (博多港より玄界港まで)	18.7km
小呂ノ島(姪ノ浜より小呂港まで)	47.0km

3) 運搬方法

- ・ 資材の運送方法は、定期船便による。ただし、これにより難しい場合はチャーター船舶による。

- ・船舶をチャーターする場合は、積載能力を考慮し、各資材を効率よく運搬することとし、専門輸送業者から見積りを徴収する。(主要項目は、単価表に掲載している。)

4) 市営渡船

乗船条件等の確認

- ・始発、最終便の確認
- ・車両の最大重量、長さ
- ・一時に乗船できる車両数 等

工程管理

- ・コンクリート運搬車の乗船が担保できるか

5) その他

仮設材の損料は、標準工期によるものなので、運搬期間中の損料について検討を要する。接岸料を必要に応じて計上する。

5 直接仮設に関する具体的な留意事項

直接仮設の墨出し、養生、整理清掃後片付け及び足場等で、施工区分、施工手順等の現場状況において複数回生じる場合は、条件明示により計上する。また、1回の数量が僅少の場合等は、割増係数を乗じる等検討し算定する。

第4節 土工

1 適用

建築物及びこれに準ずる工作物の建設工事に伴う根切りや、埋戻し、盛土、すきとり等の土工事に適用するが、敷地造成工事等には適用しない。

適用する土砂の土質は、レキ質土、砂、砂質土及び粘性土とし、岩塊、玉石混り土等の場合は、別途考慮する必要がある。

なお、建設発生土の処分量が500m³以上となる工事については**指定処分**とする。指定処分場は、篠栗処分場・桜井処分場・宇美処分場とし、現場説明書にて条件明示する。

2 土工事の種類及び数量

※地山、締固め後の土量とする

項目	一般事項	数量
根切り	<ul style="list-style-type: none"> 運搬機械に積込むまでの作業が含まれている 根切りの分類は解説 図2-2のとおり 掘削積込機械はバックホウを標準とし、これで運搬機械に直接積込めない場合は、クラムシェルにより積込むこととする 根切り土を埋戻し、盛土に流用するために根切り付近に堆積する場合は、堆積に係る費用は根切りに含まれている 土工機械の標準を『解説』表2-2のとおりとしている 	$(2 \times a + \text{構造物の幅}) \times (2 \times a + \text{構造物の長さ}) \times h$ h: 根切り深さ a: 余幅 余幅は数量基準による 地山数量(m ³)とする
床付け	<ul style="list-style-type: none"> 機械掘では、根切り底が乱されるため人力やバックホウに鋼板へらを取り付け、床付けを行う 小規模土工及び人力土工による根切りには含まれているので計上しない 	砂利敷きの面積とする。盛土となる部位は計上しない
杭間ざらい	<ul style="list-style-type: none"> 既製コンクリート杭(鋼製杭も含む)がある場合に計上する 人力土工の場合は根切りに含まれているので計上しない 	既製杭(φ350~600mm程)の総本数により計上 1本杭の場合も計上する
埋戻し及び盛土	<ul style="list-style-type: none"> 人力による埋戻しの歩掛かりには締固めが含まれていないため、締固めが必要な場合には別途タンパによる締固めを計上する 人力による盛土の歩掛かりには300mm程度毎の転圧(水締め共)を含む 土工機械の標準を表4-1のとおりとしている 	<ul style="list-style-type: none"> 根切り土の流用土を使用する場合は地山数量(m³)とする 購入土(山砂、再生コンクリート砂など)を使用する場合は、締固めによる変化率やロスを考慮して20%を標準として割増した材料費を埋戻し又は盛土単価に加算する
敷きならし、締固め及びすきとり	<ul style="list-style-type: none"> 標準的な庁舎の外構に適用し敷地造成工事には適用しない 	
仮置き、建設発生土運搬(構内小運搬・構内堆積、構外仮置き場への運搬・仮置き場堆積)	<ul style="list-style-type: none"> 現場内外を問わず、根切り土を運搬機械により仮置きする場合は、仮置き場までの運搬距離に応じた運搬費を計上する 仮置き場での堆積、敷き均しなどが必要な場合は実状に応じて費用を計上する 	地山数量(m ³)又はダンプトラックの台数とする ダンプトラックの台数により計上する場合は、次の標準積載量(m ³ /台)により延台数を換算して計上する 10t積: 5.2 m ³ 4t積: 2.2 m ³ 2t積: 1.1 m ³
積込み	<ul style="list-style-type: none"> 掘削された根切り土を仮置きした場合や、すきとりで1箇所に集められたルーズな状態の土を運搬機械に積込む場合に適用する 	掘削しほぐれる前の地山数量(m ³)とする
土工機械	<ul style="list-style-type: none"> 排出ガス対策型建設機械を標準としている 	

土工機械運搬	<ul style="list-style-type: none"> 各機種ごとに必要な回数、運搬費を計上する 必要な機種(クラムシェル)には組立分解費を計上する 	各機種ごとに1往復を1回とし計上する
土留め	<ul style="list-style-type: none"> 土留めは、特記仕様書及び設計図書（山留め参考図）などによる施工条件明示（工法、設置期間など）により物価資料の掲載価格、専門工事業者からの見積価格等を参考に定める 親杭は、親杭規格、杭長、杭間隔、工法、引抜き・埋め殺しごとに区分し、杭延べ長、存知機関（引抜きの場合）を明記し、一式計上する 横矢板は、材種、板厚別また、引抜き・埋め殺しごとに区分し、計上する 鋼矢板は、規格、矢板長（根入れ含む）、工法、引抜き・埋め殺しごとに区分し、根入れを含んだ矢板延面積、存置期間（引抜きの場合）を明記する 柱列壁（ソイルセメント）は、柱列径、長さ（深さ）、削孔間隔、芯材間隔、芯材規格、芯材長さ、工法、根入れを含んだ延面積を明記し、計上する 場所打ち連続壁は、壁厚、長さ（深さ）、工法、根入れを含んだ延面積を明記し、計上する 山留め壁面清掃は、山留め壁を型枠代わりに使用する場合、山留め壁の表面処理（はつり、付着土除去等）が必要な場合に山留め壁の工法別に計上する 腹起し・切梁は、切梁段数、各段切梁面積、材種、規格、存置期間等を明記し、計上する 地盤アンカーは、アンカー長さ、引張鋼材規格、設計アンカー力、工法、存置期間、除去の可否を明記し、計上する 計測管理は、計測項目、計測方法、計測か所数、計測期間を明記し、計上する 	<ul style="list-style-type: none"> 山留め参考図がある場合は、それに基づいた数量とする 横矢板の数量は、親杭天端から根切り底を高さとし、根切り平面の周長（根切り深さが異なる場合は、深さ別の周長）を長さとした面積とする。
排水（水替え）	<ul style="list-style-type: none"> 排水（水替え）は、特記仕様書及び設計図書などによる施工条件明示（工法、設置期間など）により物価資料の掲載価格、専門工事業者からの見積価格等を参考に定める 公共下水道等への排水料金は排水量の把握が難しいため、条件明示により想定量を示す場合又は終了時での精算方式とする 共通費を算定する場合の直接工事費には、工事に伴う湧水等を公共下水道等に排出する費用(下水道料金のみ)は含めないものとする 排水は、工法別、仕様、か所数、存置期間等に区分し、計上する 	
建設発生土運搬（場外運搬）	<ul style="list-style-type: none"> 運搬機械の標準を下記のとおりとしている <ul style="list-style-type: none"> 一般：ダンプトラック 10t積み 小規模土工：ダンプトラック 4t積み 人力土工：ダンプトラック 2t積み 自動車専用道路料金は、設計図書に明記された場合に計上する。積算は1日当たりの往復回数を参考に、運搬日数を標準歩掛りにより補正し、往復の自動車専用道路料金を加算する。 	<p>地山数量(m³)又はダンプトラックの台数とする</p> <p>ダンプトラックの台数により計上する場合は、次の標準積載量(m³/台)により延台数を換算して計上する</p> <p>10t積：5.2 m³ 4t積：2.2 m³ 2t積：1.1 m³</p>
建設発生土処分	<ul style="list-style-type: none"> 21節 6廃棄物運搬・処分 参照 	

表4-1 標準土工機械(埋戻し及び盛土)

土工名称	土工区分	適用機械
------	------	------

埋戻し	つぼ掘り及び布掘り	バックホウ 0.8 m ³ 振動ローラ 0.8~1.1t タンパ(補助)
	山留め付き総掘り	バックホウ 0.8 m ³ 振動ローラ 0.8~1.1t タンパ(補助)
	法付き総掘り	バックホウ 0.8 m ³ 振動ローラ 0.8~1.1t タンパ(補助)
	小規模土工	バックホウ 0.28 m ³ タンパ
盛土	盛土	バックホウ 0.8 m ³ 振動ローラ 0.8~1.1t タンパ(補助)

第5節 地業(一般)

1 適用

既製コンクリート杭頭補強及び砂利地業関係について適用する。

2 一般事項

項目	一般事項	数量
砂利地業	・砂利地業の材料は再生材を標準とする ・厚さが300mmを超える場合は、300mmごとに締固めを行うこととなっている	m ³ で計上
床下防湿層敷き		m ² で計上
杭頭処理, 杭頭補強	・既製コンクリート杭の杭頭の補強には種々の方法がある ・杭頭補強の標準的な補強方法のA形とB形は解説 図3-4に示す	杭頭処理は杭頭補強と共に一式で計上する

第6節 地業(杭)

1 適用

既製コンクリート杭及び場所打コンクリート杭工事について適用する。

なお、汚泥(汚水)については、中間処理を標準とする。

2 種類及び数量

(1) 既製コンクリート杭

項目	一般事項	数量
① 材料費 既製コンクリート杭	種類, 杭径, 杭長(継ぎ杭は1セットを1本として計上する)別に区分し計上する	
② 施工費 <ul style="list-style-type: none"> 機械器具運搬費 機械器具組立解体費 機械器具損料 消耗品費 掘削及び埋設手間 	見積りによる	一式で計上
③ 汚泥(汚水)処理費 a 汚泥(汚水)処理費 b 汚泥(汚水)運搬費	※中間処理を標準とする 処理区分で計上する 計画数量×単価 運搬距離区分で計上する 計画数量×単価	一式で計上 一式で計上

(2) 場所打ちコンクリート杭 (アースドリル工法, オールケーシング工法等)

項目	一般事項	数量
① 材料費	特定資材単価による	
・コンクリート(高炉B種)	種類, 設計基準強度別に区分し, 計上する 所要数量×材料単価 所要数量=設計数量+杭頭部の余盛	所要数量とする (m ³ で計上)
・鉄筋	規格, 径別に区分し, 計上する 所要数量×材料単価 所要数量=設計数量×1.03	所要数量とする (t で計上)
・鋼材	規格, 径別に区分し, 計上する 所要数量×材料単価 所要数量=設計数量×1.05(平鋼) 所要数量=設計数量×1.03(鋼板)	所要数量とする (t で計上)
▲スクラップ	(所要数量-設計数量)の70%	単価は, ヘビーH2程度とする
② 鉄筋加工組立費	市場単価による	t で計上
③ 施工費 <div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="font-size: 3em; margin-right: 10px;">{</div> <div style="margin-left: 10px;"> 機械器具運搬費 機械器具組立解体費 機械器具損料 消耗品費 掘削及びコンクリート打設手間 </div> </div>	見積りによる	一式で計上
④ 汚泥(汚水)処理費	・オールケーシング工法, アースドリル工法(A種)の場合は, 残土とする ・残土処分が場内のできる場合は, 計上しない ※中間処理を標準とする	
a 汚泥(汚水)処理費又は, 残土処理費	計画数量×単価	一式で計上 ※他の発生土と区別して計上
b 汚泥(汚水)運搬費又は, 残土運搬費	計画数量×単価	一式で計上
⑤ 杭頭はつり片付手間	設計数量×単価	一式で計上

3 設計変更

工法の変更が生じた場合は, 再度設計を行うこと。

杭長の変更が生じた場合は, 材料費, 機械器具損料, 埋設又は打設手間, 消耗品費, 残泥土(泥水)処理費, 同運搬費及びその他の金額を変更すること。

第7節 鉄筋

1 適用

鉄筋コンクリート造，鉄骨鉄筋コンクリート造，壁式鉄筋コンクリート造の構造躯体のほか，鉄骨造の基礎及びスラブ等の構造躯体について適用する。

2 資材価格

資材価格は，価格が大きく変動することがあるので，『建築工事特定資材単価表』の単価を採用する。

3 市場単価

(1) 単価の適用範囲外

- ・場所打ちコンクリート杭，連続地中壁，柱列山留め壁
- ・梁貫通孔（スリーブ）補強筋，鉄筋径がD35以上の場合
- ・鉄筋加工のみ又は鉄筋組立のみの場合（それぞれ単独の場合）

(2) 割増・補正の適用

- ・S造のスラブ，土間のみ等の加工組立は，「参考資料」等により補正する。
- ・鉄筋の太物，細物の構成比が著しく異なる場合は，「参考資料」等により補正することができる。
- ・運搬距離は30km程度(4t車)を標準とする。ただし，建築構造物の規模や敷地条件等により10t車を考慮するなど，実状により適宜補正することができる。
- ・耐震改修時における耐震壁増設の加工組立の場合については，構成比，施工性を考慮し補正する。

4 数量及び費用区分

項目	設計書	備考
異形鉄筋	規格・径毎に所要数量(t)で計上	
スパイラルフープ	設計数量(t)で計上	
▲スクラップ控除	(所要数量－設計数量)の70% 一式	単価は，ヘビーH2程度とする
鉄筋加工組立	設計数量(t)で計上	
スパイラルフープ	設計数量(t)で計上	材工共
ガス圧接	か所で計上	サイズごとに区分
運搬費	設計数量(t)で計上	運搬距離は30km程度(4t車)を標準

第8節 コンクリート

1 適用

建築物及びこれに準ずる築造物，現場打ちコンクリート排水ます類，押さえコンクリート等に適用する。

2 数量及び費用区分

項目	設計書	備考
各種コンクリート	設計数量(m ³)で計上	種類，設計基準強度，スランプ別に区分
構造体強度補正(S)	一式で表示	打設部位ごとの打設量に区分
コンクリート打設手間	設計数量(m ³)で計上	打設部位ごとの打設量に区分
ポンプ圧送	一式で表示	打設部位ごとの打設量に区分

鉄骨鉄筋コンクリート造の鉄骨体積は，鉄骨の設計数量に対し，7.85t/m³で換算した数量をコンクリート数量から差引く。

3 材料単価

- (1) コンクリート材料単価は、価格が大きく変動することがあるので、『建築工事特定資材単価表』の単価を採用する。
- (2) 構造体強度補正は、補正の対象となるコンクリート数量に、調合管理強度（設計基準強度(Fc)＋構造体強度補正值(S)）による材料単価と設計基準強度(Fc)による材料単価との差額との積で算定した価格を材料単価に含めず別途計上する。

例)	普通コンクリート設計基準強度：Fc21(N/mm ²)-S15(cm)
	補正対象数量：500m ³
	補正值(S)：3N/mm ²
	材料単価：Fc+S=24N/mm ² 11,450円
	Fc=21N/mm ² 10,950円

構造体強度補正額=(11,450-10,950)×500m³=250,000円

4 コンクリート打設単価

- (1) 打設部位の運用は下記によるものとする。

- ① 躯体
基礎部及び土間を除く部分とする。
- ② 基礎部
独立基礎，布基礎，地中梁，底盤の他，これらと同時に打設する地下ピット等とする。
- ③ 土間
土間スラブとする。
- ④ S造スラブ
鉄骨造で，スラブ面のみコンクリート構造としたものに適用する。
- ⑤ 捨てコンクリート
捨てコンクリートに適用する。
- ⑥ 防水保護コンクリート
防水押さえコンクリートに適用する。
- ⑦ 小型構造物
カート打設で打設可能な工作物に適用する。

- (2) 打設機器の選定

小規模建築物で，上記①～③の区分にあつては，カート利用の場合とポンプ車利用の場合の経済比較により決定する。

第9節 型枠

1 適用

合板型枠について適用する。

2 数量

斜面の勾配が3/10を超える場合は，その部分の上面型枠又はコンクリートの上面の処理を計測・計算の対象とする。

第10節 鉄骨

1 適用

建築構造物等の鉄骨現場建て方（低層（平屋建）及び中層（6階建程度）の建物），トルシア形高力ボルト締付け，アンカーボルト埋込み，軽量鉄骨加工・組立，に適用する。

2 数量及び費用区分

項目	一般事項	備考
鋼材単価	『建築工事特定資材単価表』を採用	
▲スクラップ控除	(所要数量－設計数量)の70% 一式計上	
工場加工組立	設計数量(t)で計上 標準単価表による算出及び見積価格の比較	軽微な場合は物価資料
工場さび止め塗装	設計数量(m ²)で計上する 標準単価表による算出又は見積価格	換算値により換算した鉄骨質量(t)によることができる
溶融亜鉛めっき	設計数量(t)で計上 標準単価表による算出	処理する鉄骨の取引数量(t)を計上する
運搬費	設計数量(t)で計上 工場加工の場合計上する	運搬距離は工場からの最短距離
現場建て方費	設計数量(t)で計上 『解説』第7節による算出及び見積価格の比較	揚重機費用は別途計上 軽微な場合は物価資料
現場機械費	ラフテレンクレーン又はトラッククレーンを標準	共通仮設費に計上
ボルト類	所要数量(t又は本,組)で計上 標準単価表,物価資料の掲載価格	
ボルト締付け費	設計数量(本)で計上 標準単価表による算出	軽微な場合は物価資料
アンカーボルト	(本)で計上	材工共
現場溶接費	すみ肉6mm換算(m)で計上 標準単価表による算出	軽微な場合は物価資料
現場塗装	設計数量(m ²)で計上 標準単価表による算出	

第11節 既製コンクリート

1 適用

補強コンクリートブロック積み帳壁，防水立ち上がり保護層れんが積みについて適用する。

2 用語の説明

補強コンクリートブロック帳壁は，標仕による施工。

コンクリートブロック積み(無筋)は，標仕による施工。

第12節 防水

1 適用

防水及びシーリングについて適用する。

2 用語の説明

ワーキングジョイントとは、ムーブメント(部材接合部の目地に生ずる挙動またはその量)の大きい目地のことであり、ノンワーキングジョイントとは、ムーブメントを生じないか、またはムーブメントが非常に小さい目地のことである(出典：JASS8防水工事 272頁参照)。

目地の構造としては、ワーキングジョイントの場合は、目地底に接着させない2面接着の目地構造とし、ノンワーキングジョイントの場合は、3面接着の目地構造を標準とする(出典：JASS8防水工事 参照)。

表 ムーブメントの種類と主な目地の種類

(出典：JASS8防水工事 参照)

区分	ムーブメントの種類	主な目地の種類
ワーキングジョイント	温度変化による部材の伸縮	金属間目地 ・外装パネル目地 ・金属笠木目地 ・金属製建具目地
	地震による層間変位	セメント系部材間目地 ・プレキャストコンクリートパネル間目地 ・ALCスライド工法のユニット間目地
	風による部材のたわみ	ガラス回り目地
	部材の含有水分の変化による変形	セメント系ボード類目地
ノンワーキングジョイント	ムーブメントを生じないか、またはその量が微小	コンクリート壁各種目地 ・RC造の打継目地、誘発目地 ・RC造のサッシ回りの目地 ・湿式による石張りまたはタイル張りの目地 ・プレキャストコンクリートパネルを用いた壁式構造の目地、打ち込みサッシ回りの目地 ALC挿入筋工法のパネル目地

第13節 木工

1 適用

鉄筋コンクリート造、組積造などの内部木工の類に適用し、「標仕」に規定する以外の高価な材料及びこれに伴う工法並びに枠組壁工法等、特殊な建築物の木工の場合は、専門工事業者から見積書の徴取等により価格を決定する。

第14節 金属

1 適用

適用する製品は、金属製品が中心となるが、他の資材と複合されたものなども含む。ただし、ユニット化された書架等の金属製品は、「第18節仕上げユニット」に計上することが適当である。

第15節 左官

1 適用

コンクリート面直均し仕上げ及びモルタル塗り仕上げ等の通常の左官について適用する。

2 使用上の注意事項

(1) 床コンクリート直均しは下表による。

標仕 表6.2.5参考

項目	適用
薄張物下地	合成樹脂塗床, ビニル系床材張り
厚張物下地	カーペット張り, セルフレベリング材塗り
直均し仕上げ	
防水下地	

3 用語の説明

目地押え……目地こてで押さえること。

目地切り……目地棒を入れてこて押さえとし仕上げること。

4 単価, 価格等

各種モルタル塗りについては, 塗り厚さや塗り幅及び, 塗り高さが著しく異なる場合は, 材料及び塗り回数による補正を行う。

第16節 建具(ガラス)

1 ガラスの適用

主として建具に取り付ける板ガラスに適用する。

2 一般事項

(1) 板ガラスの種類

① 定寸

JIS, あるいはメーカーによって規定された規格寸法のガラス。

② 特寸

規格寸法ではなく, 当該物件ごとにメーカー(またはガラス特約店)に発注されるガラスで, その現場にあわせてカットする。

第17節 塗装

1 適用

塗装について適用する。

2 数量及び費用区分

(1) 数量

項目	設計書	備考
塗装の数量	設計数量(m ²)で計上	主仕上げの面積
細幅物	設計数量(m)で計上	主仕上げの長さを計上 幅木, 額縁, 廻縁などで糸幅300mm程度以下のものをいう
建具及び 各種プレート	設計数量(m ²)で計上	建具にあつては内法面積, 各種プレートにあつては見付面積に, 各々の適切な統計値(鋼製・木製建具塗装係数表: 数量積算基準・同解説参考資料参照)を乗じたものとしてすることができる

(2) 費用区分

工場で製作する金属製品、鋼製建具等（素地が鉄鋼面・亜鉛めっき鋼面）の塗料塗りは、素地ごしらえ及び錆止め塗料塗（工場1回塗り）が、それぞれの単価に含まれているので、一般には工事現場での錆止め塗料塗（現場1回）と仕上塗り単価との合成単価となる。

第18節 仕上げユニット

1 適用

工場で製作されたユニット製品及び、工場製品を現場において組立て、表面処理を行うものについて適用する。

2 一般事項

仕上げユニットに計上する項目の内容は、工場製品または製作物等により、下記の5種類に大別され、単価、価格の作成計上の方針が決定される。

- | | |
|----------------------------|-------------------------------|
| (1) 工場製品を取り付けるもの | (例) 流し台、吊戸棚等 |
| (2) 工場製品(部材)を組立て、取り付けるもの | (例) 書架、パーティション等 |
| (3) 工場で設計寸法に応じて製作し、取り付けるもの | (例) ロールスクリーン、ブラインド等 |
| (4) 工場で設計内容に応じて製作し、取り付けるもの | (例) カウンター、造付け家具等 |
| (5) その他 | (例) ユニット製品以外の項目で、上記4項目に属さないもの |

(例) 簡易な鉄骨製で仕上げを伴う庇等は、構成する鉄骨部材が少量で、また、仕上材が「内装」に計上する数量が少なく、かつ各種類の役物及び附合物がある場合は、仕上げユニットの細目として、1箇所または、一式として計上する。

第19節 排水

1 適用

建物周囲の構内通路、前庭まわり、駐車場、歩道等の排水工事に適用する。

第20節 構内舗装

1 適用

建物周囲の構内通路、前庭まわり、駐車場及び歩道等の1施工区画の面積が概ね2,500㎡未満の場合に適用する。

2 使用上の注意事項

(1) 歩掛り

・施工規模の区分については4段階に区分されているが、連続作業が可能な部分を、1つの施工規模区分とする。

したがって、舗装部分が建物等によって分離している場合や縁石などによって区分され連続作業が不可能な場合は、それぞれ別の区分と考える。なお、施工幅の狭い歩道など人力施工のみとなる場合は、施工面積によらず「特に狭い場所」を適用する。

・協議会歩掛りによる。蓋は含まれていないため、別途加算する。

(2) 使用上の注意

標準単価表の細目や摘要欄に記載してある「アスファルト舗装のA-5-10」，「L型側溝9-11-1」などの○-○-○は，建築工事標準詳細図の分類番号である。

第21節 植栽

1 適用

- (1) 建築物の建設工事に含まれる樹木，植付け，芝張り及び支柱の構内植栽工事に適用する。植栽工事を単独で発注する場合には適用しない。
- (2) 屋上緑化に関しては植栽工事と区別して計上する。
- (3) 屋上緑化のうち「屋上緑化システム」の樹木費，植付け及び支柱に関する費用は，公共建築工事標準単価積算基準により計上する。
- (4) 屋上緑化のうち「屋上緑化軽量システム」に関しては，樹木費を含めたユニットとして計上する。（植栽基盤の質量が60kg/m²以下のもの）

第22節 とりこわし

1 適用

- (1) 圧砕機また，一部圧砕機と大型ブレーカとの併用によるとりこわしに適用する。また，土木構造物及び改修工事に伴う部分とりこわしについては適用しない。（改修工事の場合は，第22節改修工事参照）

2 一般事項

(1) 工法の選定

とりこわしに当たっては，敷地の状況等を的確に把握し，工事の安全や公害を十分に考慮したうえで，工法の選定を行わなければならない。

(2) 仮設計画

とりこわしのための足場，騒音・振動・防音養生等は，「第1節仮設」に準じて設定する。主な細目を以下に示す。

① 内部足場

階高が著しく高い場合は，壁並びに天井のとりこわし用として，特殊天井足場を別途考慮する。

② 外部足場

原則として，枠組本足場または単管一本足場とし，防音養生及びコンクリート類の飛散防止のためのシート等の養生材を取付ける目的で建物周囲等に設置する。

③ 防音養生

防音パネルまたは防音シート程度とし，存置期間は外部足場に準ずる。なお，解体建物に接近して仮囲いを設置する場合には，設置範囲が重複しないように十分注意する。

(3) 発生材の処分

建設リサイクルのより一層の推進を図るため，建設リサイクル法が公布され，最も重要な部分である建設工事にあたっての分別解体・再資源化等の義務付けに係る規定が施行された。これにより，発注者は，分別解体等及び建設資材廃棄物の再資源化等の促進と，それに要する費用の適正な負担に努めることとなった。

3 鉄筋コンクリート造及び鉄骨鉄筋コンクリート造のとりこわし

- (1) 単価は，専門工事業者発注用と建築工事業者発注用と2種類あるので，発注方法を検討しておくこと。
- (2) 間仕切壁，天井材等の仕上材

ビニール床タイル，間仕切壁，天井材，建具類の内装仕上材は，コンクリート類の再生利用のため，人力による先行撤去とし，コンクリート類とは，分別解体する。

(3) タイル，モルタル類の仕上材

歩掛りでは，タイル，モルタル等の内外装仕上材のとりこわしを含んで，躯体断面に対して設定されている。したがって，これらの仕上材をとりこわし時に別途考慮する必要はないが，発生材の運搬費，処分費は計上する必要がある。

(4) 歩掛り

① コンクリートのとりこわし区分

地上部分，地下部分及び基礎部の区分は，図22-1により区分する。

② 地下部分のとりこわし

地下1階程度の切ばり，支保工を必要としないとりこわしに適用される。

③ SRC造のとりこわし

鉄骨鉄筋コンクリート部分のみに適用する。

④ 鉄筋切断

鉄筋切断はコンクリート1m³当たりの切断費で，コンクリートとりこわしの単価に加算して使用する。

⑤ 内装材とりこわし

人力施工を標準とし，歩掛りには集積まで含まれている。積込みは，別途計上する。

⑥ 砂利地業とりこわし

集積積込みのみの費用を計上する。

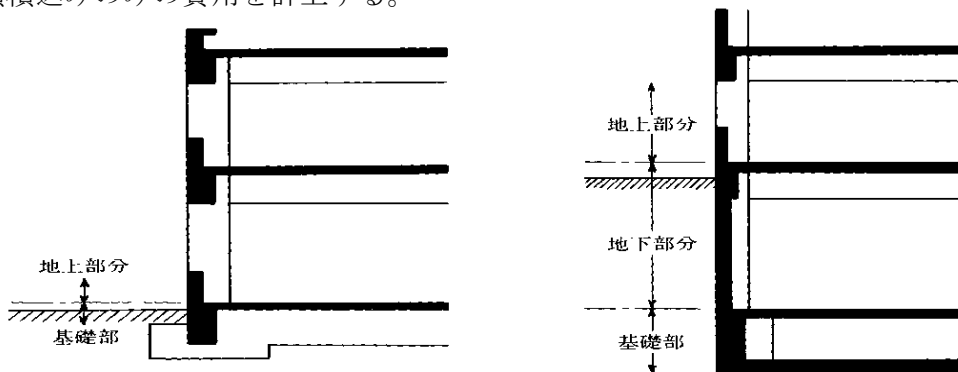


図21-1 地上部分，地下部分，基礎部の区分

⑦ 舗装とりこわし

砕石路盤の掘削及び積込みは，コンクリート類集積積込みによる。

⑧ とりこわし材の運搬

⑨ とりこわし機械の運搬

とりこわし機械の運搬は，解説415頁表22-7をもとに，とりこわし用2台，集積積込み用1台の合計3台とし，往復1回を標準とする。

⑩ 留意事項

1)とりこわし機械を屋上に吊り上げる場合は，吊り上げ用トラッククレーン別途考慮する。

2)地下部分及び基礎部とりこわしのための根切りは，歩掛りに含まれている。また，とりこわし後の整地の費用は別途考慮する。

(5) 数量及び費用区分

① 鉄筋コンクリート造のスクラップに用いる鉄筋数量の算出にあたっては，既存図面による。図面からの算出が困難な場合は，下表1.を参考とする。回収率は，80%とする。

- ② 鉄骨鉄筋コンクリート造(柱, 大梁等)のとりこわしのコンクリート数量は, 価格の中で考慮しているので鉄骨数量を差引く必要はない。スクラップに用いる鉄筋, 鉄骨数量の算出にあたっては, 既存図面により, 図面からの算出が困難な場合は, 下表1.を参考とする。回収率は, 80%とする。
- ③ 建具類, 設備機器及び内装材とりこわしは, 面積または, 箇所数で算出する。アルミサッシ, 鋼製建具等は, 下表2.を参考にスクラップを計上する。
- ④ 内装材積み込みの数量は, m³で算出する。軽量鉄骨下地材等は, 下表3.を参考にスクラップを計上する。

1.建物用途, 構造別歩掛概数 (参考)

		コンクリートm ³ 当り				コンクリートm ³ 当り	
		鉄筋(t/m ³)	鉄骨(t/m ³)			鉄筋(t/m ³)	鉄骨(t/m ³)
共同住宅	SRC	0.132	0.070	事務所	SRC	0.115	0.139
	RC	0.101~0.199	—		RC	0.102~0.142	—
学校校舎	SRC	0.117	0.086	福祉施設	SRC	0.124	0.110
	RC	0.121~0.140	—		RC	0.134	—
体育館	SRC	0.119	0.061	倉庫	SRC	0.132	0.113
	RC	0.125	—		RC	0.135	—

2.建具類質量表

種 別		名称	建具面1m ² の質量(kg)	種 別	枠見込幅	建具面1m ² の質量(kg)		
鋼製ドア	71.6mm鋼板 両面張り	枠材 ドア	14	アルミサッシ	引違い, 開き	15		
			33			70	10	
鋼製 シャッター	フラットの 厚さ (mm)	スラット ケースその他	12	アルミサッシ	嵌め殺し	8		
			15			70	4	
			0.6	スラット ケースその他	17	アルミドア	フラッシュ戸	19
					16			70
					0.8	スラット ケースその他	21	ステンレスドア
22	100	55.5						
1.0	スラット ケースその他	24						
		23						
1.2	スラット ケースその他	31						
		24						
1.6	スラット ケースその他	31						
		24						

3.軽量鉄骨下地質量表

(単位: kg)

用 途	形 式	種類・仕様	質量/m ²
天井下地	外部 25形	捨張用 @360 H≤1,000	4.0
		直張用 @300 H≤1,000	4.2
	内部 19形	捨張用 @360 H≤1,500	3.4
		直張用 @300 H≤1,500	3.6
		化粧張用 @225 H≤1,500	4.1
間仕切り下地	W=50	二重張用 @455	3.7
		直張用 @303	4.8
	W=65	二重張用 @455	3.8
		直張用 @303	5.1
	W=90	二重張用 @455	4.1
		直張用 @303	5.7
	W=100	二重張用 @455	4.3

	W=100	直張用 @303	5.9
床組		H=300~600	6.0~8.0

4 木造等のとりこわし

(1) 木造

- ① 小規模建築物（一般事務所程度）の歩掛りは、以下による。
（物価調査会積算委員会38版970頁より）
専門工事業者へ発注する場合は、その他経費を含めない。

細目	適用	単位	数量	乗率
※ とりこわし機械運転	排出ガス対策型 油圧式 クローラ型 0.8m ³	運転日	0.012	1
特殊作業員		人	0.06	1
その他		式	1	0.2

※とりこわし機械運転歩掛（1運転日あたり）

細目	適用	単位	数量	乗率
特殊運転手		人	1	1
軽油	小型ローリ	L	113	1
バックホウ損料	排出ガス対策型 油圧式 クローラ型 0.8m ³	供用日	1.64	1
その他		式	1	0.2

- ② 小規模建築物以外のとりこわしについては、小規模建築物歩掛を標準とし、以下の係数を乗じて算定する。

吹抜け・ 渡り廊下	倉庫	小規模建築物 (一般事務所)	住宅・宿舎	中規模建物（梁・桁が 比較的大・洋トラス組）	大規模建築物（梁・桁が大きく 解体が困難）
0.5	0.7	1.0	1.06	1.2	1.4

- ③ 木造建物の取り壊し単価には基礎を含むが、簡易でない基礎は別途検討する。
④ 集積、積込みを含む。残材残りくず処分は別途計上。

(2) 鉄骨造

鉄骨造の解体については、物価資料の単価を採用する。

5 その他

既存杭の撤去について適切に検討する。

6 廃棄物運搬・処分

(1) 一般事項

① 単位及び数量

- 1) 単位はm³、t及び台があるので注意する。m³をtまたは台に換算する場合は下表を参考とすること。

なお、ダンプトラックの種類(トン数)については、処理量に相応したものとする。

処理品目による換算数量（参考値）

品名	比重(t/m ³)
鉄筋コンクリート片	2.4
無筋コンクリート片	2.3
アスファルト片	2.4
木材	0.6
土砂	1.8
ガラス陶磁器くず	1.5
廃プラスチック	0.2

トラック1台当たり積載量（参考値） 単位：m³

種別 \ トラック種別	10t車	4t車	2t車
コンクリート類	4.2	1.6	0.8
仕上げ材・木材類	16.6	6.6	3.3
土砂	5.5	2.2	1.1
ガラス陶磁器類	6.6	2.6	1.3

2) 数量はいずれの単位の場合でも、小数点以下第2位を四捨五入し第1位までとする。

② 運搬距離及び処分場の決定

- 1) 産業廃棄物の種別ごとに、処分場の取扱品目を確認の上、工事場所の近辺3ヶ所程度ピックアップする。
- 2) 運搬費と処分費の合計額を経済比較し、運搬距離及び処分場を決定する。

③ その他

- 1) 金属屑については、有価物であれば発生材として計上する。そうでない場合は、最終処分場に処理する。
- 2) 一般的な解体工事における金属屑は、鉄屑分類基準のH3を標準とする。

鉄屑統一規格分類基準 建設物価参照

品種	等級	厚 × 幅・高 × 長mm	該当品目(例)
へ び ー	H1(特級A)	6以上 × 500以下 × 1,200以下	鋼板, 形鋼, 丸鋼, 平鋼, ボルト, ナット, 肉厚3mm以上のパイプ(ただし, 鉄筋丸棒, 鋼矢板を除く)等
	H2(特級B)	3以上6未満 × 500以下 × 1,200以下	鋼板, 形鋼, 丸鋼, 鋼矢板, 鉄筋丸棒, 肉厚3mm未満のパイプ等
	H3(1級)	1以上3未満 × 500以下 × 1,200以下	軽量形鋼, 鋼板, 解体鉄筋バー等
	H4(2級)	1 未満 × 500以下 × 1,200以下	薄鋼板, スチール家具等

(2) 建設副産物の分類

① 建設発生土等

建設発生土	土砂及び専ら土地造成の目的となる土砂に準ずるもの
有価物	スクラップ等他人に有償で売却できるもの

② 建設廃棄物 監理指針参照

1) 一般廃棄物…産業廃棄物以外

事務所ごみ	現場事務所での作業, 作業員の飲食等に伴う廃棄物(図面, 雑誌, 飲料空き缶, 弁当がら, 生ごみ)
燃え殻	現場内焼却残渣(事務所ごみ)

- 2) 産業廃棄物…事業活に伴って生じた廃棄物のうち、燃え殻や汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、その他政令で定めるもの。

	安定型処分場で処分できるもの	安定型処分場で処分できないもの
汚泥	/	含水率が高く粒子の微細な泥状の掘削物 掘削物を標準仕様ダンプトラックに山積みができず、また、その上を人が歩けない状態(コーン指数が概ね2kgf/cm ² 以下又は一軸圧縮強度が概ね0.5kgf/cm ² 以下) ※具体的には場所打ち杭工法・泥水シールド工法等で生ずる廃泥水等
ガラスくず及び陶磁器くず		ガラスくず, タイル衛生陶磁器くず, 耐火レンガくず
がれき類	工作物の新築, 改築及び除去に伴って生じたコンクリートの破片, その他これに類する不要物 ①コンクリート破片 ②アスファルト・コンクリート破片 ③レンガ破片	・廃石膏ボード, 廃ブラウン管(側面部) ・有機性のものが付着・混入した廃容器・包装
廃プラスチック類	廃発泡スチロール, 廃ビニール, 合成ゴムくず, 廃タイヤ, 廃シート類	有機性のものが付着・混入した廃容器・包装
金属くず	鉄骨鉄筋くず, 金属加工くず, 足場パイプや保安堀くず, 廃缶類	有機性のものが付着・混入した廃容器・包装, 鉛管, 鉛板, 廃プリント配線板, 鉛蓄電池の電極
ゴムくず	天然ゴムくず	
木くず		解体木くず(木造家屋解体材, 内装撤去材), 新築改築等の木くず(型枠, 足場材等, 内装・建具工事等の残材), 伐採材, 伐根材
紙くず		包装材, 段ボール, 壁紙くず, 障子
繊維くず		廃ウエス, 縄, ロープ類, 畳, じゅうたん
廃油		アスファルト乳剤等の使用残さ(タールピッチ類), 防水アスファルト, 重油
燃え殻		現場内焼却残さ物(ウエス, 段ボール等)

3) 特別管理産業廃棄物……爆発性, 毒性, その他人の健康又は生活環境に係る被害を生ずる恐れがある性状を有するもの。

廃石綿等	飛散性アスベスト廃棄物(除去された吹付石綿・石綿含有保温材・石綿含有耐火被覆板, 石綿が付着したシート・保護衣等)
廃PCB等	PCBを含有したトランス, コンデンサ, 蛍光灯安定器
廃酸(pH2.0以下)	硫酸等(排水中和剤)
廃アルカリ(pH12.5以上)	六価クロム含有臭化リチウム(冷凍機冷媒)
引火性廃油(引火点70℃以下)	揮発油類, 灯油類, 軽油類

③ 特別管理産業廃棄物の処理基準

特別管理産業廃棄物		処分方法
特定有害産業廃棄物	廃石綿等	耐水性の材料で二重梱包または固化して, 遮断型処分場に処分する
	廃PCB等	焼却処理により焼却し, 焼却の残差を溶出試験判定基準に適合させた時, 遮断型処分場に投入できる
	PCB汚染物等	PCBを除去するか, 廃PCBと同様に扱う
	金属等を含む産業廃棄物	処分するための処理を行い判定基準に適合すれば管理型処分場に処分し, 不適であれば遮断型処分場に処分する
廃酸, 廃アルカリ		埋立処分禁止(中和, 焼却, イオン交換により処理する)

廃油	埋立処分禁止(焼却, 蒸留により処理する)
感染性産業廃棄物	埋立処分禁止(焼却, 熔融, 滅菌, 消毒により処理する)

④ 産業廃棄物の最終処分場の種類

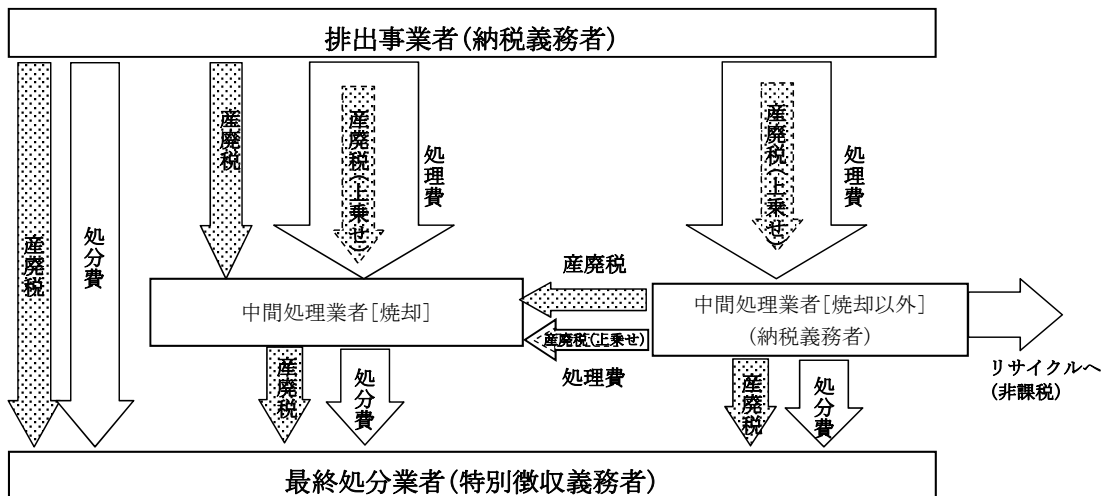
一般に「安定型」「管理型」「遮断型」の3種類があり, 処理できる産業廃棄物の種類・性状・有害性等によって分類されている。

処分場の種類	要件
安定型処分場	長い間置いていても雨水等の侵入によっても有害化される恐れがなく, 付近の環境を汚染する危険性のないもの 処分される廃棄物: 廃プラスチック類, ゴムくず, 金属くず, ガラスくずおよび陶磁器くず, 建設廃材等
管理型処分場	埋立地の底部は, 浸出液による地下水等の汚染を防止するため, 粘土やビニール, ゴムシート等による遮水構造にするとともに, 上部には雨水の流入を防止するための側溝, また埋立地からの排水には污水处理施設を設けなければならない 処分される廃棄物: 燃え殻, 汚泥, 紙くず, 繊維くず, 動植物性残さ, 鉱さい等 ※一般廃棄物も処分される
遮断型処分場	廃棄物の処分場所は, コンクリート等により外から完全に遮断されたものでなければならず, また雨水等の侵入に備えて屋根を設けなければならない 処分される廃棄物: 有害物質を一定基準を越えて含む廃棄物 有害物質とは, 水銀, カドミウム, 六価クロムなどまたはこれらの化合物や廃石綿などで, 人体および環境に重大な影響を与えるものをいう

⑤ 産業廃棄物の処理に係る税(産廃税)

福岡県産業廃棄物税条例¹⁾(図1)による産業廃棄物税(以下「産廃税」という)相当額の計上については, 以下はとおりとす。

図1 産廃税相当額の流れ



1) 適用

福岡市が発注する工事において産業廃棄物が発生する建築工事のうち、平成17年4月1日以降に焼却施設を有する中間処理業者又は最終処分業者に搬入する工事に適用し、土木構造物については適用しない。

2) 一般事項

産廃税相当額の計上は、原価の一部を構成するものとして処分費に加えて直接工事費に計上し、消費税額の対象とする。また、共通費の積算については、これまでの処分費と同様に取り扱い差し支えない。(図2, 3)

図2 積算体系上の計上箇所

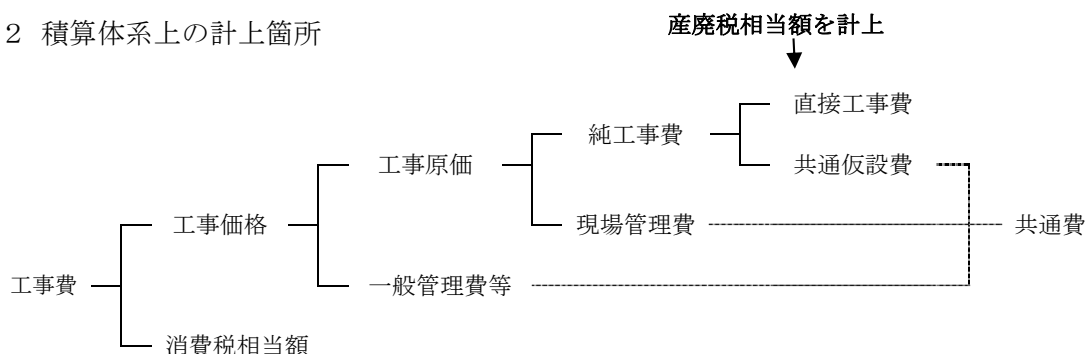


図3 積算の対応

搬入先	使用する単価	計上する箇所	共通仮設費	現場管理費	一般管理費等	消費税相当額
最終処分場	処分費+産廃税の複合単価	直接工事費	算定しない※1	算定しない※2	算定する	対象とする
焼却施設	処分費(産廃税上乘せ相当額含む)+産廃税の複合単価					
焼却以外の中間処理施設	処理費(産廃税上乘せ相当額含む)の単価					

※1 共通仮設費率を算定する場合の直接工事費には含まない。

※2 現場管理費率を算定する場合の純工事費には含まない。

3) 単価

建築工事単価表に掲載されている単価を使用する限りにおいては、処分費と産廃税相当額とで計算された複合単価を掲載しているため、税相当額を単独で算出する必要はないが、参考のため以下に税率を示す。

焼却施設への搬入 : 800円/トン

最終処分場への搬入: 1,000円/トン

積算では運搬費と処分費(と産廃税)の合計で経済比較を行い、最も安価な組合せを採用する。

4) 数量

産業廃棄物の計測された単位が単価のそれと異なる場合は、福岡県産業廃棄物税条例施行規則^{†2}が定める換算係数を用いて換算する。

参考として、福岡県産業廃棄物税条例施行規則第5条の表と、その右にこれに対応する「廃棄物処理法第二条第四項第一号に掲げる産業廃棄物」と「廃棄物処理法施行令第二条第一号から第十三号までに掲げる産業廃棄物」とを以下に示す。

なお、表の換算係数は、一立方メートル当たりのトン数とする。

表 1 産業廃棄物の換算係数

産業廃棄物税条例施行規則	産業廃棄物の種類	廃棄物処理法 ^{†3} ・同施行令の対応箇所 ^{†4}
一 燃え殻	二 汚泥	廃棄物処理法第二条第四項第一号
三 廃油	四 廃酸	
五 廃アルカリ	六 廃プラスチック類	
七 紙くず	七 紙くず	
八 木くず	八 木くず	
九 繊維くず	九 繊維くず	
十 動植物性残さ	十 動植物性残さ	法施行令第二号第一号から第十号まで 一 紙くず(建設業に係るもの(工作物の新築, 改築又は除去に伴って生じたものに限る), パルプ, 紙又は紙加工品の製造業, 新聞業(新聞巻取紙を使用して印刷発行を行うものに限る), 出版業(印刷出版を行うものに限る), 製本業及び印刷物加工業に係るもの並びにポリ塩化ビフェニルが塗布され, 又は染み込んだものに限る) 二 木くず(建設業に係るもの(工作物の新築, 改築又は除去に伴って生じたものに限る), 木材又は木製品の製造業(家具の製造業を含む), パルプ製造業及び輸入木材の卸売業に係るもの並びにポリ塩化ビフェニルが染み込んだものに限る) 三 繊維くず(建設業に係るもの(工作物の新築, 改築又は除去に伴って生じたものに限る), 繊維工業(衣服その他の繊維製品製造業を除く)に係るもの及びポリ塩化ビフェニルが染み込んだものに限る) 四 食料品製造業, 医薬品製造業又は香料製造業において原料として使用した動物又は植物に係る固形状の不要物 四の二 と畜場法(昭和二十八年法律第百十四号)第三条第二項に規定すると畜場においてとさつし, 又は解体した同条第一項に規定する獣畜及び食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律(平成二年法律第七十号)第二条第六号に規定する食鳥処理場において食鳥処理をした同条第一号に規定する食鳥に係る固形状の不要物 五 ゴムくず 六 金属くず 七 ガラスくず, コンクリートくず(工作物の新築, 改築又は除去に伴って生じたものを除く)及び陶磁器くず 八 鉱さい 九 工作物の新築, 改築又は除去に伴って生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物 十 動物のふん尿(畜産農業に係るものに限る) 十一 動物の死体(畜産農業に係るものに限る) 十二 大気汚染防止法(昭和四十三年法律第九十七号)第二条第二項に規定するばい煙発生施設, ダイオキシン類対策特別措置法第二条第二項に規定する特定施設(ダイオキシン類(同条第一項に規定するダイオキシン類をいう。以下同じ)を発生し, 及び大気中に排出するものに限る)又は次に掲げる廃棄物の焼却施設において発生するばいじんであつて, 集じん施設によつて集められたもの イ 燃え殻(事業活動に伴って生じたものに限る。第二条の四第七号及び第十号, 第三条第三号又並びに別表第一を除き, 以下同じ) ロ 汚泥(事業活動に伴って生じたものに限る。第二条の四第五号ロ(1), 第八号及び第十一号, 第三条第二号ニ, 第三号へ及び第四号イ並びに別表第一を除き, 以下同じ)
十一 動物系固形不要物	十一 動物系固形不要物	
十二 ゴムくず	十二 ゴムくず	
十三 金属くず	十三 金属くず	
十四 ガラスくず	十四 ガラスくず	
十五 鉱さい	十五 鉱さい	
十六 がれき類	十六 がれき類	
十七 家畜ふん尿	十七 家畜ふん尿	
十八 家畜の死体	十八 家畜の死体	
十九 ダスト類	十九 ダスト類	

	<p>ハ 廃油(事業活動に伴って生じたものに限る。第二十四条第二号ハ及び別表第五を除き、以下同じ)</p> <p>ニ 廃酸(事業活動に伴って生じたものに限る。第二十四条第二号ハを除き、以下同じ)</p> <p>ホ 廃アルカリ(事業活動に伴って生じたものに限る。第二十四条第二号ハを除き、以下同じ)</p> <p>ヘ 廃プラスチック類(事業活動に伴って生じたものに限る。第二条の四第五号ロ(5)を除き、以下同じ)</p> <p>ト 前各号に掲げる廃棄物(第一号から第三号まで及び第五号から第九号までに掲げる廃棄物にあつては、事業活動に伴って生じたものに限る)</p>
<p>二十 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和四十六年政令第三百号。以下この表において「廃棄物処理法施行令」という)第二条第十三号に掲げる産業廃棄物。</p>	<p>十三 燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、前各号に掲げる廃棄物(第一号から第三号まで、第五号から第九号まで及び前号に掲げる廃棄物にあつては、事業活動に伴って生じたものに限る)又は法第二条第四項第二号に掲げる廃棄物を処分するために処理したものであつて、これらの廃棄物に該当しないもの</p>

- †1 福岡県産業廃棄物税条例(平成十六年六月二十八日福岡県条例第三十四号)
<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/> の「環境・衛生」→「産業廃棄物税条例について」を参照
- †2 福岡県産業廃棄物税条例施行規則(平成17年3月4日福岡県規則第7号)
<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/> の「環境・衛生」→「産業廃棄物税条例について」→「福岡県産業廃棄物税条例施行規則(PDF:516KB)」を参照
- †3 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年十二月二十五日法律第百三十七号)
- †4 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和四十六年九月二十三日政令第三百号)

第23節 改修工事

I 施工条件

1 施工条件明示

改修工事は、新築工事と異なり以下のような作業・施工に関しての条件や制約等があるため設計図書に基づくこれらの施工条件等を明示し、適正に積算に盛り込むこととする。

- (1)改修する建物の用途・使用状況
- (2)改修方法の分類
- (3)周辺環境への配慮
- (4)作業時間等の制約
- (5)材料の保管場所
- (6)既存部分・家具累投の養生など
- (7)既存施設の利用
- (8)その他

2 積算上の留意事項

改修工事の実施にあたっては、施工区分や施工手順等の工程に関する施工条件が特に重要であり、特定の条件が付され工事に影響を及ぼすと考えられる場合は、作業の着手順序、作業工程、資機材の搬入経路等がわかるように設計図書に図示、又は現場説明書に明示するなどにより適切に設定し、積算上の取り扱いは次の事項に留意する。

- ① 共通仮設の揚重機械及び人力による小運搬等は、現場状況に応じて適切に計上する。詳細は第2節3(5)による。
- ② 施工区分及び施工手順等が**条件明示された場合**は、直接仮設の墨出し、養生、整理清掃後片付け及び足場等は盛替え等が生じることがあることを十分考慮する。詳細は第3節3による。
- ③ 撤去材等の発生材処分等は、現場状況によって撤去方法、運搬方法、運搬回数を十分考慮する。発生材については、現場敷地状況によりストックできない場合や通路幅により小型のトラックしか利用できない場合もあるので**条件明示**により適切に算定する。
- ④ 施工区分、施工手順等に応じた施工数量を内訳書において十分反映させる。
天井改修において全体で400㎡の天井改修と8㎡×50室の天井改修においては、作業の連続性、作業効率等が異なるため実情を検討し、条件明示等により適切に内訳書に反映する。
- ⑤ 施工数量が僅少及び少量の場合（躯体改修は除く）の積算方法は次による。
 - ア 対象工事は、内装改修工事とし、僅少及び少量とは、以下に示す数量の工事をいう。
 - ・ 僅少：各部位の施工数量が、概ね10㎡以下のもの。
 - ・ 少量：各部位の施工数量が、概ね100㎡以下のもの。（施工数量については、床、壁、天井毎の同種工事の合計数量とする。）
 - イ 僅少の場合の積算方法

条件明示により施工数量が僅少となる場合は、労務費1人工相当分と必要となる材料費等を加えて一式で算定する。なお、検討により半日単位も考慮する。

必要となる材料費等を算出するための単位当たり所要量は、標準歩掛り、参考歩掛り及び

協議会歩掛りを参考とする。

ウ 少量の場合の積算方法

少量とは、施工条件等で同一に施工できる各部位の施工数量が概ね100㎡以下をいい、改修割増複合単価及び改修割増市場単価に割増を行うものとする。

なお、割増係数については、1.30とする。

- ⑥ 施工条件明示は、施工方法、機械施設等の仮設については、施工者の創意工夫を損なわないよう表現上留意する必要がある。

3 施工条件の設計変更

施工に際し、制約を受ける当該工事に関する施工条件が変更になった場合は、契約書の関連事項に基づき、設計変更など適切に対応するものとする。

II 改修工事の分類（執務者の有無による）

(1) 全館無人改修

仮設庁舎等が準備されている等、改修する建物全館が無人（執務者がいない）の状態で行う改修工事。

(2) 執務平行改修

施工する部分に関わらず建物に執務者がいる状態で行う改修工事をいい、工事を行う場所と執務中の場所が区画されている状態も含まれる。また、1フロアごとに無人状態で施工可能な改修工事の場合も、上下階に施工の影響があるため執務並行と同様の扱いとする。なお、増築工事において既存建物と取り合う部分の改修工事については、既存建物の執務者の有無の状態により分類する。

III 作業効率の低下を考慮する改修工事

執務平行改修の場合は、作業効率の低下を考慮し、単価及び価格の割増しを行う。ただし、躯体関連（土工、地業、鉄筋、コンクリート、型枠、鉄骨）及び外構関連（構内舗装、植栽）の工種についての割増しは行わない。

また、仮設、撤去に関しては改修工事の分類に関係なく割増しは行わない。

IV 改修工事における単価の割増し

改修工事（執務平行改修の場合）において、単価の割増しを行う場合は次による。

(1) 複合単価

標準単価（新営）歩掛の労務所要量の割増しを15%とした、改修割増複合単価（この章において同じ）による。

(2) 市場単価（補正市場単価を含む）

市場単価及び補正市場単価を改修補正率（法定福利費相当額を含む）により補正した改修割増市場単価（この章において同じ）による。

(3) 著しい作業効率が悪い場合においては実状を考慮し労務費等を補正する。

V 改修工事の積算における単価の適用

改修工事の積算に使用する単価の適用は次による。

工 種	全館無人改修			執務平行改修					備 考 凡例○：適用する ×：適用しない －：該当無し
	新営複合 単 価	改修複合 単 価	市場単価 補正市場 単 価	新営複合 単 価	改修複合 単 価	市場単価 補正市場 単 価	改修割増 複合単価	改修割増 市場単価	
仮設	○	○	－	○	○	－	×	－	
土工	○	－	○	○	－	○	×	×	躯体関連工種
地業	○	－	－	○	－	－	×	－	〃
鉄筋	○	－	○	○	－	○	×	×	〃
コンクリート	－	－	○	－	－	○	－	×	〃
型枠	○	－	○	○	－	○	×	×	〃
鉄骨	○	－	－	○	－	－	×	－	〃
既製コンクリート	○	－	－	×	－	－	○	－	仕上関連工種
防水	○	－	○	×	－	－	○	○	〃
石	○	－	－	×	－	－	○	－	〃
タイル	○	－	－	×	－	－	○	－	〃
木工	○	－	－	×	－	－	○	－	〃
屋根及びとい	○	－	－	×	－	－	○	－	〃
金属	○	－	○	×	－	×	○	○	〃
左官(仕上塗材仕上)	－	○	－	－	○	－	×	－	〃
左官(仕上塗材仕上以外)	－	－	○	－	－	×	－	○	〃
建具	○	－	○	×	－	×	○	○	〃
塗装 (標準仕様)	－	－	×	－	－	×	－	×	〃
塗装 (改修標準仕様)	－	－	○	－	－	×	－	○	〃
内外装	○	－	○	×	－	×	○	○	〃
仕上エント	○	－	－	－	－	－	○	－	〃
排水	○	－	－	○	－	－	×	－	外構関連工種
屋内舗装	○	－	－	○	－	－	×	－	〃
植栽	○	－	－	○	－	－	×	－	〃
撤去	－	○	－	－	○	－	－	－	〃
外壁改修	－	○	－	－	○	－	－	－	施工数量調査

VI 数量明示

改修工事では、隠ぺい部分等のように改修部位や工法等が、設計図書から読み取れない部分があるため、一部について設計図書に想定数量が明示される場合があり、当初の積算においてはこの数量において積算する。

数量の明示の主な例は、次のようなものがある。

- a コンクリート、モルタル等のクラックの幅、長さ、改修工法
- b コンクリートの欠損部箇所、改修工法
- c モルタル塗り、タイル張り等の浮き部分の面積、改修工法
- d 仕上材の除去範囲等

明示数量は、契約数量の位置づけであり、あくまで暫定的な数量であるため、施工数量調査や施工実績に基づく数量で精算変更する。

Ⅶ 積算

1 仮設(改修)

墨出し、養生及び整理清掃後片付けの摘要で「個別改修」とは、1室において床、壁及び天井のうち1つの部位のみを改修する場合をいい、「複合改修」とは、1室において床、壁及び天井のうち複数の部位を改修する場合をいう。

数量の計測

項 目		改修内容	数 量
墨 出 し	防水改修	水勾配の調整を必要とする場合 保護層及び防水層を全て撤去、新設 等	水勾配の調整をする面積
	外壁改修	外壁モルタル塗り・外壁タイル張り等を 撤去し、新たに仕上をする場合	外壁改修面積
	建具改修	既存の壁に開口を設けて新規に建具を取 り付ける場合	建具の内法寸法による面積
	内装及び塗装改修	床、壁及び天井仕上げを下地から撤去し 、新設仕上をする場合	床又は天井の改修面積
壁のみを新設及び改修する場合		新設壁の前面から1.0mの範囲の床面積	
養生及び 整理 清掃 後片 付け	防水改修		改修防水層の平場面積
	外壁改修	外壁モルタル塗り・外壁タイル張り等を 撤去し、新たに仕上をする場合	・改修する外壁面の水平長さに2.0mを乗じた面積 ・改修する外壁が全面の場合は、外壁面の水平長さ に8m(四隅分)を加えた長さに2.0mを乗じた面積
		開口部	タイル張り、モルタル塗りなどの撤去が ある場合
	建具改修	建具のみを改修する場合には、整理清掃 後片付けのみを対象とする	外部建具の場合は建具幅に1.0mを乗じた面積 内部建具の場合は建具幅に2.0mを乗じた面積
	内装及び塗装改修	床、壁及び天井を改修する場合	改修する部分の床又は天井の面積
		壁のみを新設及び改修する場合	新設壁の前面から1.0mの範囲の床面積
資材搬入通路	改修を行わない廊下、階段室、ホール等 を対象とする	通路幅を2.0mとした床面積 ただし、廊下等の幅が2.0m未満の場合は、その幅を 通路幅とした床面積とする また、エレベータの数量は台数とする	
足 場	外部足場	本章第3節による	仮設ゴンドラ、高所作業車の数量は、台数又はヶ所 数とする
	内部足場	内部仕上足場	天井の改修面積
		壁のみを新設及び改修する場合	改修する壁の水平長さに1.0mを乗じた面積
仮設間仕切り			設計図書による条件明示数量又は設計寸法による 面積、長さ又はヶ所数

2 躯体改修

撤去費は、改修に伴う躯体各部分の撤去の場合に適用する。内訳書作成にあたっては、細目別内訳書に撤去部位ごとの細目及び数量、単価、金額を記載する。

3 仕上改修

撤去費は、改修に伴う既存仕上の撤去の場合に適用する。内訳書作成にあたっては、細目別内訳書に撤去部位ごとの細目及び数量、単価、金額を記載する。

4 アスベスト(石綿)除去

市有建築物のアスベスト除去工事の積算にあたっては、運用細則第1章 「アスベスト除去工
事的设计に関する取り扱い」による。

参考資料

I 鉄骨工事 加工組立費

計算例は解説(平成17年版)366～375頁及び公共住宅建築工事積算基準に記載がある。

① 工場加工組立費は、次表によって算出する。

(表7-1) 工場加工組立費

(単位：円/t)

名 称	単位	全溶接構造 工場加工組立	H型鋼構造 工場加工組立	備 考	説 明
工場直接工労務費	式	1	1		② による
工場間接費	式	1	-	労務の150%～200%	③ による
		-	1	労務の100%～150%	
副資材費	式	1	1		単価表による
溶接材料費	m				単価表による
その他	式	1	1	上記計に下請経費率を乗ずる	(材+雑)×20%とする
計					

② 工場直接工労務費は、次式によって算出する。

・全溶接構造

$$\left\{ \left(\frac{A \times a + B \times b}{A + B} \right) \times C + (d \times D) \right\} \times (e \times g \times H1) + (f \times g \times H2) \quad (\text{円/t})$$

・H型鋼構造

$$\{(a \times C) + (d \times D)\} \times (e \times g \times H1) + (f \times g \times H2) \quad (\text{円/t})$$

A：鋼板柱の鋼材使用量(t)

B：鋼板はりの鋼材使用量(t)

C：鋼板の使用率(%)

D：H型鋼(他の形鋼を含む)の使用率(%)

a：鋼板柱の鉄骨工標準加工時間(h/t) ----- (表7-2)

b：鋼板はりの鉄骨工標準加工時間(h/t) ----- (表7-3)

d：H型鋼(他の形鋼を含む)の鉄骨工標準加工時間(h/t)----- (表7-4)

e：構造の加工難易による増減率 ----- (表7-5)

f：溶接工標準加工時間(h/t) ----- (表7-6)

g：鋼材総使用量による増減率 ----- (表7-7)

H1：1時間当たり工場鉄骨工直接賃金(円/h)

公共工事設計労務単価による

H2：1時間当たり工場溶接工直接賃金(円/h)

公共工事設計労務単価による

(表 7-2) a: 鋼板柱の鉄骨工標準加工時間 (h/t)

平均板厚 (mm)	10未満	10以上 11未満	11以上 12未満	12以上 13未満	13以上 14未満	14以上 15未満	15以上 16未満	16以上 17未満	17以上 18未満	18以上 19未満
a	33.9	32.1	30.6	29.3	31.3	30.1	29.1	28.2	27.4	26.6

平均板厚 (mm)	19以上 20未満	20以上 21未満	21以上 22未満	22以上 23未満	23以上 24未満	24以上 25未満	25以上 26未満	26以上 27未満	27以上 28未満	28以上
a	25.9	25.2	24.6	24.0	23.5	23.0	22.6	22.1	21.7	21.3

(注) 平均板厚とは、柱及びブラケットに使用する各々の鋼板厚さ(mm)に、各々の設計数量(t)を乗じた合計数量を、鋼板柱の設計数量(t)の合計で除した数値とする。

(表 7-3) b: 鋼板梁の鉄骨工標準加工時間 (h/t)

平均板厚 (mm)	7未満	7以上 8未満	8以上 9未満	9以上 10未満	10以上 11未満	11以上 12未満	12以上 13未満	13以上 14未満	14以上 15未満	15以上 16未満
b	18.4	17.0	15.9	15.0	14.3	13.6	13.0	13.9	13.4	13.0

平均板厚 (mm)	16以上 17未満	17以上 18未満	18以上 19未満	19以上 20未満	20以上 21未満	21以上 22未満	22以上 23未満	23以上	備 考	
b	12.6	12.2	11.8	11.5	11.2	11.0	10.7	10.5		

(注) 平均板厚とは、梁に使用する各々の鋼板厚さ(mm)に、各々の設計数量(t)を乗じた合計数量を、鋼板梁の設計数量(t)の合計で除した数値とする。

(表 7-4) d: H型鋼(他の形鋼を含む)の鉄骨工標準加工時間 (h/t)

部材当たり鋼材使 用量 (kg/p)	100未満	100以上 150未満	150以上 200未満	200以上 250未満	250以上 300未満	300以上 350未満	350以上 400未満	400以上 450未満	450以上 500未満
d	17.9	16.5	15.6	15.1	14.7	14.3	14.1	13.8	13.6

部材当たり鋼材使 用量 (kg/p)	500以上 550未満	550以上 600未満	600以上 700未満	700以上 800未満	800以上 900未満	900以上 1,000未満	1,000以上 1,200未満	1,200以上 1,400未満	1,400以上 1,600未満
d	13.5	13.3	13.2	12.9	12.7	12.5	12.3	12.1	11.8

- (注) 1. 部材当たり鋼材使用量は、H形鋼(他の形鋼も含む。)の部材数(P)で補正されたものである。
 2. 他の形鋼とは、CT鋼、I形鋼及び溝形鋼で、単一部材で柱及び梁を構成するものをいう。
 3. 部材数(P)とは、柱及び梁の主要部材並びにそれに準ずる間柱及び小梁で、工場組立て前の本数をいう。

(表 7-5) e: 構造の加工難易による増減率

加工難易	簡易	一般	複雑
e	0.8~0.95	1	1.05~1.2

- (注) 1. 一般とは、庁舎等の標準ラーメン構造の場合
 2. 簡易とは、工場、倉庫等の加工部材の種類が少ない場合
 3. 複雑とは、1及び2以外で加工部材の種類が多い場合

(表 7-6) f: 溶接工標準加工時間

(h/t)

溶接長 (m/t)	20未満	20以上 30未満	30以上 40未満	40以上 50未満	50以上 60未満	60以上 70未満	70以上 80未満	80以上 90未満	90以上 100未満	100以上 110未満
f	2	3.4	4.6	5.7	6.7	7.7	8.7	9.6	10.5	11.3

溶接長 (m/t)	110以上 120未満	120以上 130未満	130以上 140未満	140以上 150未満	150以上 160未満	160以上 170未満	170以上 180未満	180以上 190未満	190以上 200未満	200以上
f	12.2	13	13.8	14.6	15.4	16.1	16.9	17.6	18.4	19.1

(注) 溶接長は、すみ肉溶接脚長6mmに換算した1t当たりの長さ

(表 7-7) g: 鋼材総使用量による増減率

鋼材総使用量 (t)	30未満	30以上 60未満	60以上 100未満	100以上 200未満	200以上 300未満	300以上 400未満	400以上 500未満	500以上 650未満
g	1.36	1.31	1.22	1.16	1.08	1.04	1.01	0.99

鋼材総使用量 (t)	600以上 700未満	700以上 800未満	800以上 900未満	900以上 1,000未満	1,000以上 1,500未満	1,500以上 2,000未満	2,000以上
g	0.97	0.96	0.94	0.93	0.92	0.89	0.86

③ 工場間接比率

旧全鋼連の鉄骨製作工場※1	全溶接構造の場合	H型鋼構造の場合
Hグレード	200%	150%
Mグレード	175%	125%
Rグレード	150%	100%

※1 鉄骨製作工場のグレード別適用範囲

グレード	J	R	M	H
適用範囲	3階以下の建築物 (延べ面積500㎡以内、高さ13m以下かつ軒高10m以下)	5階以下の建築物 (延べ面積3,000㎡以内、高さ20m以下)		
	400N級で板厚16mm以下の鋼材	400N及び490N級鋼で板厚25mm以下	400N及び490N級鋼で板厚40mm以下	400N, 490N及び520N級鋼で板厚60mm以下